循環いわて

Reduce　Reuse　Recycle

2022.9
No.4

特集　県北支部特集
【産業廃棄物処理業者対象】令和4年度政府支援策一覧

法人名変更後　第3号
産業廃棄物協会改め、産業資源循環協会に

Reduce
Reuse
Recycle

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

KOBELCO

バケットシリンダを180°反転。

倒立バケットシリンダ

コベルコの新たな信頼性向上技術、誕生！

産業廃棄物処理をはじめとする各種ハンドリング作業、河川改修や浚渫、地盤改良工事など、アームを作業対象物に深く差し込む作業では、バケットシリンダの損傷による作動油トラブルをいかに防ぐかが、大きな現場課題です。コベルコはその解決のため新たな技術を採用。それが逆転の発想から生み出された倒立バケットシリンダです。

バケットシリンダが作業対象物に接触しやすい作業におすすめ

- シリンダロッドの損傷に起因する油漏れの発生リスクを軽減。
- シリンダ配管の破損トラブルがないロッド内配管構造。
- 蛇腹カバーを必要とせず、ロッドシール交換などの頻度も低減可能。
- バケットシリンダ自体の交換サイクルを延長。

低燃費のコベルコ！
低炭素社会の実現へ

コベルコ建機日本株式会社
www.kobelco-kenki.co.jp
盛岡営業所　TEL.019-637-0444／FAX.019-637-1868
〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目6番24号

CONTENTS

持続可能な社会の構築に向けて …… 会長 濱田 博 2
令和４年度の循環型地域社会の形成に向けた取組 …… 岩手県知事 達増 拓也 3
廃棄物の適正処理推進に向けて …… 盛岡市長 谷藤 裕明 4

特集

県北支部特集 …… 5
【産業廃棄物処理業者対象】令和4年度政府支援策一覧 …… 12

協会の動き

第10回定時総会 …… 24
岩手県産業資源循環協会会長表彰 …… 24
循環型地域社会の形成に向けた研修会 …… 25
アドバイザー派遣 …… 26
支部だより …… 28
青年部会だより …… 32

全産連の動き

総会･授賞式 …… 36
北海道･東北地域協議会 …… 37

行政からのお知らせ

岩手県環境生活部資源循環推進課からのお知らせ …… 38
盛岡市環境部廃棄物対策課からのお知らせ …… 40

お知らせ

マニフェスト（産業廃棄物管理票）の価格が変わります …… 42
入会のすすめ …… 43
会員事項変更届けについて …… 44
令和４年度　許可申請に関する講習会 …… 45
産業廃棄物処理業に関する申請手続きや相談は行政書士へ …… 46
産業廃棄物に係わる報告書等について …… 48
異聞余話 …… 55

表紙の写真

県北支部役員

左下から　村田　副支部長
藤原　支部長
中塚　副支部長
兵沢　理事

左上から　山口　監事
小保内　理事
大渡　理事
古舘　理事

持続可能な社会の構築に向けて

一般社団法人岩手県産業資源循環協会　会長　濱　田　　博

産業廃棄物の適正処理と３Ｒの推進について、日々御尽力いただいていることに心から感謝を申し上げます。また、東北新幹線が長期運休した３月福島県沖地震など不測の事態が発生する中、災害廃棄物処理への支援等を通じて県民生活を支える御貢献に深く敬意を表する次第です。

本会が2019年に名称変更して３年余になります。「廃棄物」から「資源循環」への変更は、業界の役割が「モノ」から「サービス」に拡大発展していることを象徴し、時代の要請を共有するものでした。1985年の設立（岩手県産業廃棄物処理業協会）、1990年の法人化（社団法人岩手県産業廃棄物協会）に続く、大きな節目であったと認識しています。

国の第５次環境基本計画（2018 ～ 2023年）では、「ライフサイクル全体での資源循環」を掲げて、製品やサービスの全工程における環境配慮を推進しています。アウトソーシングなど、新たな業態に対応する拡大生産者責任、更には拡大利用者責任の視点です。顧みると、2005年規制改革通知などにその兆しがあり、燃原料として再利用する際の総合判断等が現在に至っています。

廃棄物はあらゆる産業活動や日常生活から発生し、中でもプラスチックの用途は多岐に渡っています。温室効果ガスに共通する対策の難しさがあります。４月施行のプラスチック資源循環法では、産業廃棄物と一般廃棄物の垣根を超えた回収・再利用が規定されました。「皆で排出、皆で再利用」という大局的な排出者責任の遂行に向けて、国が法制化に踏み出した意義は大きいと考えています。

リサイクル指標の「循環利用率」には、廃棄物から資源を回収する「出口」と、製品やサービスに再生資材を利用する「入口」の２種類があります。本県は、「出口」で再生資源利用製品を認定し、「入口」で県営建設工事の特記仕様書や工事成績評定の加点により利用を促進するなど、全国に先駆けた施策が各界から高く評価されています。

現場では、分別の徹底と中間処理の高度化により再生資材の商品価値が高まって、廃棄物と有価物の境界も揺れ動いています。まさに隔世の感ですが、リサイクル技術は更なる飛躍が見込まれます。本会は、このような産業構造の変化やＳＤＧｓ、コンプライアンス等を道標として環境産業のあるべき姿を目指しています。今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和４年度の循環型地域社会の形成に向けた取組

岩手県知事　達　増　拓　也

一般社団法人岩手県産業資源循環協会におかれましては、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターの運営を始め、産業廃棄物の処理業者や排出事業者を対象とした各種研修会の開催などを通じ、優良な産業廃棄物処理業者の育成や産業廃棄物の適正処理推進に向けた普及啓発を積極的に展開されるなど、日頃から本県の廃棄物行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、会員各位におかれましても、これらの取組を通じて最新の知識の習得や技術の研鑽を日々重ねられ、廃棄物処理業の信頼の向上に努められるとともに、昨今の新型コロナウイルスの感染が拡大している中にあっても、県民生活・県内経済の安定確保に不可欠な業務である廃棄物処理について、感染防止対策を徹底しながら事業を継続されていることに対しまして、深く敬意を表します。

県では、令和３年３月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」を策定しました。「地域循環共生圏を３Ｒで支える持続可能ないわて」を基本目標に掲げ、「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保」や「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進」などを施策の柱として、令和４年度も様々な課題に取り組んでおります。

「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保」に当たっては、近年頻発している自然災害時にあっても、循環利用を考慮して円滑な廃棄物処理を推進できるよう、県では平時から市町村、県、地域ブロック等における連携を図るとともに、「いわてクリーンセンター」の後継となる、公共関与型最終処分場の整備を進めています。

このような中、貴協会では、県内各市町村との災害廃棄物処理協定の締結や災害廃棄物処理に備えた訓練の実施など、災害発生時の迅速な対応に向けた体制整備に御尽力されており、大変心強く感じております。

近年、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進」を取り巻く動向として、「食品ロス」や「プラスチックごみ」が全国的に大きな話題となっています。

「食品ロス」については、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、県では、令和３年12月に「岩手県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

また、「プラスチックごみ」については、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が、令和４年４月から施行されたところです。

県では、引き続き県民に対する普及啓発に取り組むとともに、消費者や事業者、市町村等の多様な主体と相互に連携・協力することで、持続可能な生産や消費、資源循環が行われる社会の実現を目指してまいります。

今後も、廃棄物行政を取り巻く様々な課題の解決や循環型地域社会の形成に向けた各種の施策の推進について、貴協会と一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き貴協会及び会員の皆様の御協力・御支援をよろしくお願いいたします。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝御多幸を心から祈念いたします。

廃棄物の適正処理推進に向けて

盛岡市長　谷　藤　裕　明

「一般社団法人岩手県産業資源循環協会」におかれましては、日頃より、県内における産業廃棄物処理の中心的な役割を担われており、優良産業廃棄物処理業者の育成や、マニフェストの普及、情報提供、各種研修等を通じ、専門的な知識や高度な技術の普及等に努められ、産業廃棄物の適正処理の推進に御尽力いただいていることに、深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の猛威は、私たちの健康を脅かすとともに、経済活動や教育、文化、スポーツなど様々な分野に甚大な影響をもたらしています。市では、市民の生命と健康、生活を守ることを何よりも最優先に考え、感染拡大防止対策、治療体制の整備及び各種の生活支援や産業支援などの対策を継続して講じているところです。併せて、本年８月には感染防止対策を取りながら３年ぶりに盛岡さんさ踊りを開催するなど、街のにぎわいを取り戻し、コロナ禍による閉塞感からの脱却に向けて前進すべく取り組みを進めているところであります。

さて、近年の海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機に、プラスチック使用製品の設計からその廃棄物の処理まで、ライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が昨年成立し、本年４月に施行されました。廃棄物処理業の関係者の皆様には、プラスチックの資源循環において、今後ますます重要な役割を担われると存じますことから、これまで以上にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、自然災害に目を向けると、昨年７月の静岡県熱海市の土砂災害による甚大な被害が記憶に新しいところですが、今年８月にも山形県や新潟県、更には北陸などで大雨による大規模な水害が発生するなど、毎年のように異常気象が発生しているところです。岩手県内におきましても、平成23年の東日本大震災や、28年の台風第10号災害、令和元年の台風第19号災害などによって、各地が甚大な被害を受けており、いつどこで災害が起こるか予測が困難な状況にあります。そのような中、平成26年３月に貴協会との間で「災害時における廃棄物の処理に関する協定」を締結させていただいておりますことを、大変力強く感じるとともに、心より感謝を申し上げる次第です。災害時に発生する大量の廃棄物を迅速に処理することは、災害からの復旧･復興を推し進める上で極めて重要でありますことから、引き続き、適時・的確に対処するための体制づくりを進めてまいりたいと存じておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

岩手が誇る優れた環境を守り次の世代に引き継いでいき、廃棄物処理を通じて地域の安全・安心に寄与することができるよう、引き続き、貴協会と緊密に連携してまいりたいと存じますので、さらなる御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍を祈念申し上げ、挨拶といたします。

県北支部特集

特　集

【産業廃棄物処理業者対象】
令和4年度政府支援策一覧

岩手県産業資源循環協会　県北支部　事業活動報告

年　度	月	主たる活動内容	講師等
平成21年度	4月	● 先進地視察 「山形県酒田市内の汚染土壌処理施設の見学」	
平成22年度	4月	● 先進地視察 「仙台環境開発株式会社」 「関東自動車株式会社　岩手工場」	・宮城県仙台市 ・岩手県金ヶ崎町
	6月	● 「県北支部」を発足	二戸地区と久慈地区が対象地域
	8月	● セミナー 「極限のリーダーシップ」	講師：株式会社青森セミナー 山下氏 （八甲田山雪中行軍の明暗を分けたリーダー像から） 会場：二戸パークホテル
	9月	● セミナー 「産業廃棄物格付け制度の概要について」	講師：本部　小原次長 会場：二戸パークホテル
	9月	● セミナー 「改善ニューウェーブ、企業に元気を」	講師：SGSジャパン シニアコンサルタント　坂田氏 会場：二戸パークホテル
	3月	● 東日本大震災（3/11）	
平成23年度	11月	● 野田村にて炊き出し （11/23、被災者支援） 	岩手県野田村
	3月	● 野田村にて炊き出し （3/11、被災者支援） 	岩手県野田村
平成24年度	4月	● 被災地視察 	宮城県南三陸町

年　度	月	主たる活動内容	講師等
平成25年度	4月	● 先進地視察 「株式会社ユナイテッド計画」	秋田県秋田市
	8月	● セミナー 「5S　いつやるの？　今でしょ」	会場：二戸パークホテル
	10月	● 先進地視察 「株式会社ノザワ」 「太平洋金属」 「奥羽クリーンテクノロジー」	青森県八戸市
平成26年度	7月	● 先進地視察 「王子製紙　苫小牧工場」	北海道苫小牧市
	9月	● セミナー 「第１回　後継者育成セミナー」	講師：近田会計事務所　近田氏 会場：二戸パークホテル
	10月	● 先進地視察 「仙台環境開発株式会社」	宮城県仙台市
	12月	● セミナー 「第2回 後継者育成セミナー」 	講師：近田会計事務所　近田氏 会場：二戸パークホテル
平成27年度	4月	● 先進地視察 「クリーンセンター花泉有限会社」 「ニッコーファインメック株式会社」 	岩手県一関市
	11月	● 先進地視察 「株式会社北日本環境保全　鬼柳工場」 「株式会社理水興業　汚泥リサイクルセンター」 「有限会社藤工」 「株式会社佐藤興産　ECOセンター」 「株式会社環境整備」	岩手県北上市 岩手県花巻市 岩手県盛岡市
	3月	● 交流会 「沿岸支部との交流会」	岩手県宮古市

特集 1 県北支部特集

年　度	月	主たる活動内容	講師等
平成28年度	5月	● 研修会 「環境展」	東京ビッグサイト
	10月	● 災害対応（8日間） 久慈市で分別作業、運搬作業	岩手県久慈市 作 業 員 等：延べ51人 車両・重機：延べ39台
平成29年度	10月	● 先進地視察 「新日鐵住金株式会社　釜石製鐵所」	岩手県釜石市
	11月	● セミナー 「成果に繋がる人材育成」 	講師：aiびじねす　中村氏 会場：二戸パークホテル
	2月	久慈地区、二戸地区 災害時の廃棄物の処理に関する協定締結	
平成30年度	7月	● 先進地視察 「株式会社シタラ興産」	埼玉県深谷市
	12月	● セミナー 「ハラスメント対策・サービス残業等について」	講師：島守経営労務事務所 島守氏 会場：八戸プラザホテル
	12月	● 交流会 「青森県三八支部との交流会」	青森県八戸市 会場：八戸プラザホテル
令和元年	6月	● いわて県北地域労働安全衛生推進協議会へ加入	通常総会決議
	7月	● 先進地視察 「株式会社スパット北上　まるっとごとうの」	岩手県北上市 ガラス再生工場スーパーソル
	8月	● 交流会 「青森県三八支部の見学　及び　交流会」	見学：いわて県北クリーン株式会社
	11月	● 震災遺構視察 「福島第一原発周辺　及び　周辺市町村」	福島県各市町村
	11月 ～ 3月	● 災害対応（11月～3月） 普代村での分別作業、運搬作業	岩手県普代村 作 業 員 等：延べ213人 車両・重機：延べ168台
令和2年度	6月	● 通常総会（書面決議）	
	8月 11月	● 災害対策会議 「災害廃棄物処理要領の運用について」	第1回 第2回
令和3年度	5月	● 通常総会（書面決議）	

災害時における廃棄物の処理等に関する協定締結日

平成30年2月5日に二戸市、一戸町、軽米町、九戸村、久慈市、洋野町、野田村、普代村と締結いたしました。

二戸市	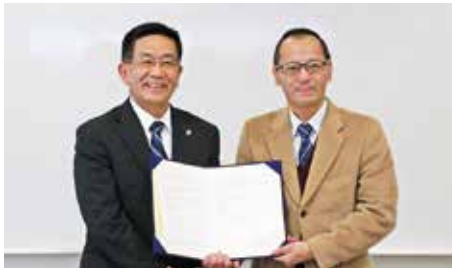
一戸町	
軽米町	
九戸村	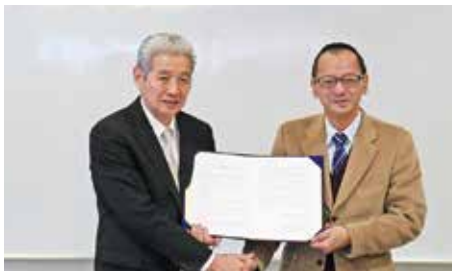

久慈市	
洋野町	
野田村	
普代村	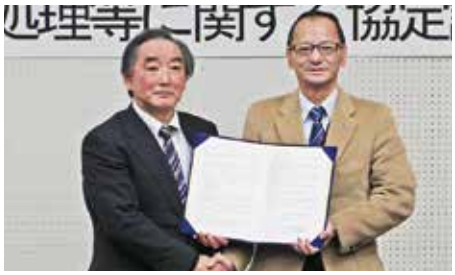

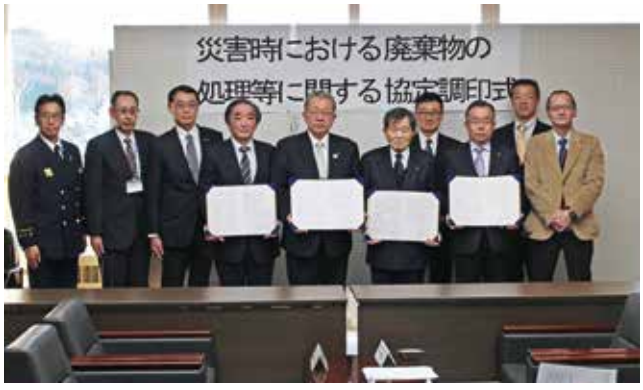

特集 1 県北支部特集

「循環いわて」県北支部特集掲載にあたり一言ご挨拶いたします。

岩手県産業資源循環協会　県北支部　支部長　藤原　秀美

新型コロナウイルス感染症が、令和３年秋ごろにかけて急激に落ち着きが見られ、未知の感染症との長い戦いに終止符が打たれるかと思った矢先に、感染の第７派によって今までにない爆発的な感染力の強さに人間の無力さを痛感しております。会員各社におかれましては、様々な感染防止によって新型コロナウイルス感染症の封じ込めを行っていると思いますが、改めて一人ひとりの感染防止に対する意識の持ち方が非常に重要であると考えております。

さて、日頃より県北支部の活動に対して、様々なご支援やご協力をいただき、感謝申し上げます。令和４年度の通常総会より支部長を拝命いたしております藤原でございます。前支部長の木村と同様に今後もご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

県北支部は、平成22年に二戸支部（４市町村）と久慈支部（４市町村）が合併して、現在の県北支部が発足して以来12年目を迎えております。非常に多くの市町村とエリアが対象となった支部であり、相互間のコミュニケーションが常に重要になっています。

これまでの県北支部の主な活動としては、コロナが始まるまでは毎年のように先進地視察と題して、廃棄物に関わる様々な施設を見学して、多くの情報を得ながら交流を深める活動を継続しておりました。廃棄物の排出場所、中間処理施設、最終処分場、燃料搬出先など、色々な目線から現場の実態を把握することで、支部会員の各社における今後の対応方法の検討、作業の効率化、コスト削減など、有効的な施策の立案にも寄与しています。

また、県北支部は青森県に近いこともあり、数年前から青森県の三八支部との交流を継続した結果、多くの新規事業の開拓や契約締結を達成しています。しかし、様々な話をしてみると、岩手県側が抱えている問題や不都合な点などが類似していることが分かり、多くの共感が得られました。特に廃棄物の越県に係る内容は、行政に対して多くの要望や改善を求める声が多く抽出されたことから、今後は本部を経由するなどにより、行政に対して廃棄物処理の分野が円滑に事業展開できるような働きかけが必要と考えております。

災害関係では、平成28年８月末の台風10号による久慈市内の災害について、県北支部会員の取りまとめを行いながら、初めて一般廃棄物と産業廃棄物の垣根を越えて自治体に支援いたしました。その際には多くの課題も浮き彫りになり、その内容を反映させた内容で、平成30年２月に県北支部エリアの８市町村が合同で、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」を締結いたしました。その翌年度の令和元年10月の台風19号で普代村が大きく被災した際に、初めて本協定を発動させて災害復旧に多くの支部会員が参加しました。事前の取り決めなどにより、災害発生からの初動体動は迅速に行えたものの、やはり細かい問題点も多く発生しました。今後はその内容を全支部が情報を共有して、いつどこの市町村で災害が発生しても、迅速かつ安全に災害対応が行えるよう、県北支部も協力していく所存です。

最後の改めて新型コロナウイルス感染症の一日でも早い終息により、日本経済そして岩手県内の活性化が実現さえるよう祈念しております。また、岩手県産業資源循環協会の全ての会員各社の益々のご発展とご繁栄を祈念して県北支部からのご挨拶とさせていただきます。

IKC
環境大臣指定の廃棄物処理センター
いわて県北クリーン株式会社
産業廃棄物・一般廃棄物の中間処理
いわて第２クリーンセンター
Tel 0195-42-4085
代表取締役 生藤　勇（いけふじ　いさむ）
岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第 20 地割 48 番地 34

廃プラスチック類、木くず、紙くず、
繊維くずを固形燃料（ＲＰＦ）とし
リサイクルします。

自然環境と人間の調和が私たちのテーマです。

——お問い合わせ先——

株式会社 北日本環境保全

〒024-0012
岩手県北上市常盤台四丁目11番116号
TEL　0197-65-3166
FAX　0197-64-5533

計量証明事業　：【濃度】岩手県知事登録第89号【音圧レベル】第96号【振動加速度レベル】第97号
基準適合産業廃棄物処理業者　認定岩手2020-033号　収集運搬業（積替保管）、中間処理業
優良産廃処理業者認定企業　環境マネジメントシステム認証取得業者　ASR-E1131

特集 2 【産業廃棄物処理業者対象】令和4年度政府支援策一覧

環境省
Ministry of the Environment

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業

補助

令和4年度
予算：50億円
令和3年度
補正予算：50億円

環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

事業概要

① 省CO2型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助（補助率1/2上限）
(例:石油精製所を活用したリサイクル設備、バイオマスプラスチック製造設備)

② 省CO2型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助（補助率1/2上限）
(例:Li-ion電池リサイクル設備、太陽光発電設備リサイクル設備)

補助
委託

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

令和4年度
予算：36億円

(事業全般について)
環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室
廃棄物規制課
(海洋プラスチックについて)
水・大気環境局 水環境課
海洋プラスチック汚染対策室

事業概要

① バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等の化石資源由来素材の代替素材の省CO2型生産インフラ設備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進（補助率1/2上限）
② 複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進（補助率1/2上限）

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

補助

令和４年度
予算：20億円の内数

環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

事業概要

① 廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）（補助率1/3）
② 廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良（補助率1/3）

公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

税制

環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

事業概要

産業廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をPCB廃棄物等処理施設にあっては1/3、石綿含有産業廃棄物等処理施設にあっては1/2とする。

最終処分場における維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

税制

環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

事業概要

最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立て(維持管理積立金)は、積立時において、積立金を損金又は必要経費に算入することが可能(令和4・5年度について、損金算入可能な限度額は、都道府県知事による通知額の60%)

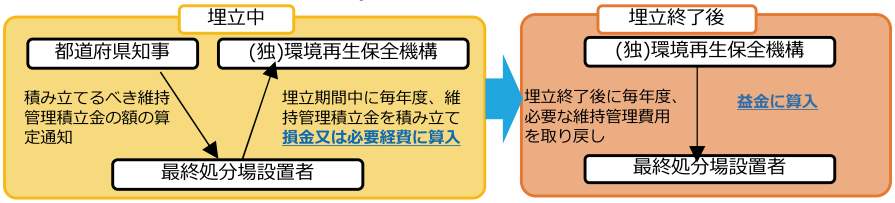

廃棄物処理業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

税制

環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

事業概要

最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税について、課税免除
（例：ブルドーザー、パワーショベル等）
※特例措置の対象となる産業廃棄物処分業者（特別管理産業廃棄物処分業者を含む）は、中小事業者等に限定

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

補助

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

事業概要

① 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備 (1/2補助、EV収集車・船舶：差額の3/4補助)
② 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備 (1/2補助)
③ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS(実現可能性)調査(定額補助)

我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

補助

令和4年度
予算：3.96億円

環境再生・資源循環局
総務課循環型社会推進室

事業概要

具体的な海外展開や国際資源循環形成の計画のある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対し、その実現のための調査等の支援。例えば、海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象としたFS(実現可能性) 調査、相手国側の３Ｒ・廃棄物処理制度の構築・実施を支援するため、相手側政策担当者や制度運営担当者等の能力開発、廃棄物収集や廃棄物由来固形燃料に関する国際標準化への対応・廃棄物固形燃料の国際標準開発への参画など。

我が国循環産業の国際展開による脱炭素化支援事業

補助

令和4年度
予算：1.78億円

環境再生・資源循環局
総務課循環型社会推進室

事業概要

先進的な廃棄物発電事業等の国際展開の案件組成に向けて、廃棄物分野の二国間協力や自治体間連携、CO2削減効果等を考慮しつつ、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査、事業性評価等のFS(実現可能性)調査に補助

特集 2 【産業廃棄物処理業者対象】令和4年度政府支援策一覧

環境省 Ministry of the Environment

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業

補助
委託

令和４年度
予算：10億円

水・大気環境局
自動車環境対策課

事業概要

① EVトラック・バスや、一定の燃費性能を満たすＨＶトラック・バスの購入に対して、 標準的な車両との差額分を支援するとともに、セットで充電インフラ整備への補助（補助率1/2、電気自動車については補助率2/3）
②将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される長距離配送用天然ガストラックに対して 、標準的な車両との差額分を支援（補助率1/2）
③ユースケース分析結果を踏まえ、EVトラックおよびバスにおける性能評価実証事業を実施

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

補助

令和4年度
予算：29.6億円

水・大気環境局
自動車環境対策課

事業概要

2030年目標達成に向け、運輸部門のCO2排出量の３割を占めるトラックについては、性能面やコスト面の課題から、当面、保有車の9割程度をディーゼル車が占めると予想されており、 特に資力の乏しい中小トラック運送業者においては 、より低炭素なトラックへの買い替えが困難と考えられることから、一定の燃費性能を満たすディーゼルトラックの導入を補助する。

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業

補助
委託

令和４年度
予算：7.5億円

貿易経済協力局
貿易振興課

事業概要

本事業では、相手国のインフラ計画の構想段階から関与するため、個別のインフラ案件の組成につながる特定開発地域のインフラ整備計画(マスタープランなど)の 策定等調査、個別のインフラ案件の事業実施可能性調査(FS)への支援を実施する。

廃プラスチックの資源循環高度化事業

補助

令和3年度補正予算
：46.0億円

産業技術環境局
資源循環経済課

事業概要

本事業は、民間企業等が、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」に基づき、設計・製造、販売・提供及び排出・回収・リサイクルの各段階において、プラスチック資源循環の取組を実施するために必要な機器及び設備の導入を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、民間企業等による廃プラスチックの高度な資源循環の自律的取組への移行を実現することを目的とします。

日本政策金融公庫

環境・エネルギー対策資金

融資

国民生活事業（リサイクル製品等関連）
国民生活事業（産業廃棄物関連）
中小企業事業（産業廃棄物処理・抑制・利用・プラスチック関連）
各支店又は代理店窓口

事業概要

産業廃棄物を焼却、脱水、乾燥、粉砕などにより処理を行う施設を整備するための設備資金や産業廃棄物の排出抑制または処理のために必要な設備を取得するための設備資金などへの支援を実施する。

※優良産廃処理業者認定制度の認定業者への利率の優遇あり

※下記URL参照
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

中小企業庁

－中小企業等経営強化法－　経営力向上計画の認定

その他

産業廃棄物処理業に係る認定申請先：
環境省各地方環境事務所
（会社所在地による）
制度所管：
中小企業庁 事業環境部 企画課

事業概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能である。

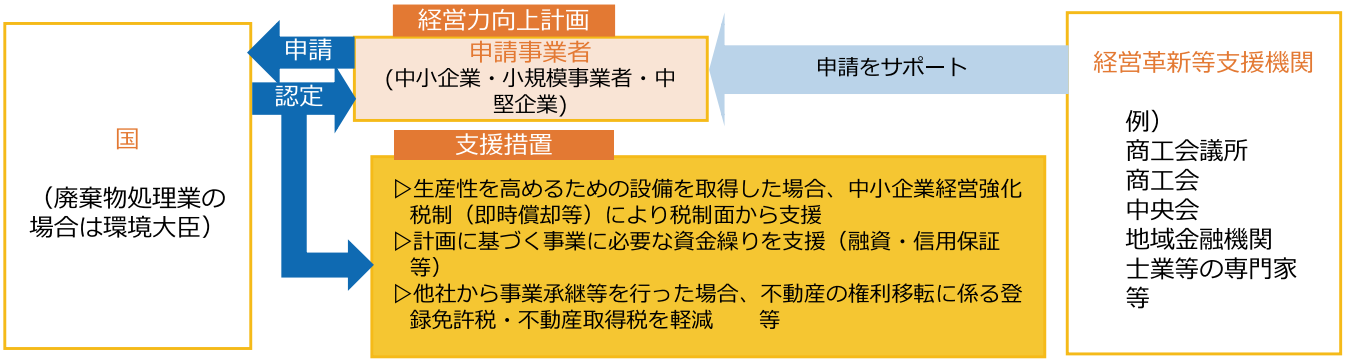

－中小企業等経営強化法－　先端設備等導入計画の認定

その他

先端設備等導入計画に係る認定申請先：
新たに導入する設備が所在する市区町村
（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る）
※同意を受けている市区町村のリストは中小企業庁の下記ページ参照
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html
制度所管：中小企業庁経営支援部技術・経営革新課

事業概要

「先端設備等導入計画」は、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができる。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることが可能である。

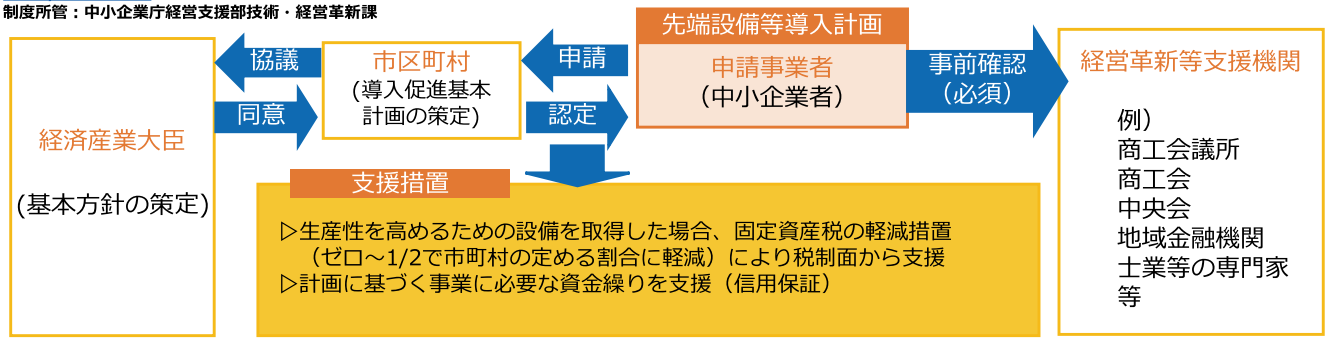

特集 2 【産業廃棄物処理業者対象】令和4年度政府支援策一覧

環境省
Ministry of the Environment

環境省 地球環境・国際環境協力事業の御案内

①「気候変動×防災」（脱炭素でレジリエントかつ快適な地域とライフスタイルの創造）
② 脱炭素のための技術イノベーションの加速化
③ グリーンファイナンスと企業の脱炭素経営の好循環の実現、社会経済システムイノベーションの創出
④「気候変動×脱炭素移行ソリューション」
（JCM、日本の優れた脱炭素技術によるビジネス主導の国際展開と世界への貢献）

※下記URL参照
http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir03.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主の方のための雇用関係助成金等の御案内

①労働者の雇用維持を図る場合の助成金
②離職する労働者の再就職支援を行う場合の助成金
③中途採用する場合の助成金
④新たに労働者を雇い入れる場合の助成金
⑤労働者の雇用環境の整備を図る場合の助成金
⑥仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の助成金
⑦労働者の職業能力の向上を図る場合の助成金
⑧労働時間・賃金・安全衛生・勤労者福祉関係の助成金

※下記URL参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

中小企業庁

2022年度版　中小企業施策利用ガイドブックの御案内

中小企業の方が中小企業施策を利用する際の手引書となるよう、施策の概要ガイドブックの紹介。

2022年度版中小企業施策利用ガイドブック

①中小企業の定義について
②利用の手引き
③目次・インデックス
④経営サポート
⑤金融サポート
⑥財務サポート
⑦商業・地域サポート
⑧分野別サポート
⑨相談・情報提供
⑩お問い合わせ先一覧
⑪索引

下記URL参照
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2022/index.html

環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課

WATER-OF-ALL

～ 心地よい生活環境創り ～

株式会社 理水興業

〒025-0065　岩手県花巻市星が丘二丁目 16 番 12 号
TEL 0198－23－5395　　FAX 0198－24－7139
URL　https://www.risui-kogyo.co.jp

産業廃棄物収集運搬
汚泥リサイクルセンター（産業廃棄物中間処理施設）
〒024-0211　岩手県北上市口内町松越 134 番地 1

営業品目

特定建設業（土木・建築・舗装・管・解体・塗装・防水）
生コン製造販売業・砂利類製造販売業・山砕石製造販売業硅石、硅砂製造販売業・
各種自動車整備業・不動産業・一般貨物自動車運送業・産業廃棄物収集運搬業

株式会社 遠忠

【本社】岩手県八幡平市大更第24地割8番地の1の5
電話 0195（76）2126（代）・FAX 0195（75）0680

遠忠グループ
ホームページ

YouTube
事業紹介動画

facebook

http://www.enchu.com

中小企業庁

中小企業等事業再構築促進事業

補助

令和3年度補正予算
：6,123億円

令和４年度予備費予算
：1,000億円

中小企業庁　技術・経営革新課

事業概要

① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること　（補助額3,000万円超は金融機関も必須）
等

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠（事業再構築に取り組む事業者に対する支援）	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円	中小3/4、中堅2/3

（通常枠のみ抜粋）

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

※制度の詳細は下記URL参照
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

補助

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

令和3年度補正予算
予算（中小企業生産性革命推進事業）
：2,001億円

中小企業庁　技術・経営革新課

事業概要

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる） 1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
デジタル枠		2/3

（通常・デジタル枠のみ抜粋）

※制度の詳細は下記URL参照
https://portal.monodukuri-hojo.jp/

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

補助

令和3年度補正予算
（中小企業生産性革命推進事業）
：2,001億円

中小企業庁　経営支援課

事業概要

デジタル化基盤導入類型

中小・小規模事業者に、デジタル化を一挙に推進するため、ソフト等の導入費用に加え、ITツール等の導入費用を支援する。

申請類型	補助上限額	補助率
デジタル化基盤導入類型	最大350万円	最大３／４

補助対象経費

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等
PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）
レジ等補助上限：20万円（補助率：1/2）

複数社連携IT 導入類型

複数の中小・小規模事業者（商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等）が連携してＩＴツールを導入する取組を支援
（１） 基盤導入経費（デジタル化基盤導入類型と同様）
（２） 消費動向等分析経費
（３）参画事業者のとりまとめに係る事務費 、専門家費
の３点を補助

申請類型	補助上限額	補助率
複数社連携IT 導入類型	（１）＋（２）⇒ 3000万円 （３）⇒200万円	（１）最大３／４（デジタル化基盤導入類型と同様） （２） ２／３ （３） ２／３

補助対象経費

（１） 基盤導入経費（デジタル化基盤導入類型と同様）
●IT ツール：会計ソフト、受発注ソフト 、決済ソフト 、EC ソフト
●ハードウェア： PC ・ タブレット等
（２） 消費動向等分析経費
●IT ツール：消費動向分析システム 、経営分析システム 、需要予測システム 、電子地域通貨システム 、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等
●ハードウェア： AI カメラ 、ビーコン 、デジタルサイネージ 等
（３） 参画事業者のとりまとめに係る事務費 ・ 専門家費

※制度の詳細は下記URL参照
https://www.it-hojo.jp/

特集 2 【産業廃棄物処理業者対象】令和4年度政府支援策一覧

事業環境変化対応型支援事業

その他

中小企業庁
経営支援課

事業概要

デジタル化診断を10万者に実施し、診断ツールによりデジタル化の重要性の気づきを作り、相談・対応事務局やよろず支援拠点等を通じて支援を受ける事業者が1万者以上になることを目指す。

事業名	概要
デジタル化支援のための基盤整備	● 中小・小規模事業者が、自身のデジタル化の課題を明確化できるよう「デジタル化診断ツール」を開発する。 ● また、「デジタル化診断」相談・対応事務局（仮称）を整備し、Web上での診断ツールの提供や、診断結果に基づく適切な支援（コールセンターにおける対応や専門家派遣の調整等）を行う。

（一部抜粋）

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

その他

中小企業庁
経営支援課

事業概要

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。

また、よろず支援拠点や商工会・商工会議所等では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援。

事業名	概要
よろず支援拠点事業	・各拠点に在籍する多様な分野に精通したコーディネーターが、あらゆる経営課題の相談に無料で対応。 ・経営課題が明確でない場合や複合的な課題に対しても、課題の整理・分析から丁寧に対応し、相談者に寄り添った支援を行う。 ・よろず支援拠点全国本部について、活動実績の収集・分析を踏まえた拠点毎のパフォーマンス分析等により、各拠点の支援能力向上に努める。
専門家派遣事業	・よろず支援拠点及び地域プラットフォーム(地域PF)が、中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家の派遣申請を行い、派遣された専門家が初回無料で支援を実施（支援サービスの質向上の観点から、2回目以降は一部事業者負担）。 ※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。平成25年度から設置

（一部抜粋）

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

その他

DX認定制度

経済産業省
商務情報政策局
情報技術利用促進課

事業概要

「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度。独立行政法人情報処理推進機構（以下、ＩＰＡ）が、本制度に関わる「ＤＸ認定制度事務局」として各種相談・問合せ、及び認定審査事務を行っている。
DX認定制度により認定された事業者については、認定事業者一覧として下記のＩＰＡのホームページで公表を行う。
https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top

※制度の詳細は下記URL参照
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html

税制
その他

DX投資促進税制（産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定）

経済産業省
経済産業政策局
産業創造課

関東経済産業局
地域経済部
デジタル経済課

事業概要

デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション：DX）を支援するため、部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた「事業適応計画」を主務大臣が認定。計画に基づき行うDXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して、税額控除または特別償却を措置。

※制度の詳細は下記URL参照
https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

制度概要【適用期限：令和４年度末まで】

認定要件

デジタル（D）要件

① **データ連携**（他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること）
② **クラウド技術の活用**
③ 情報処理推進機構が審査する**「DX認定」の取得**（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保）

&

企業変革（X）要件

① **生産性向上**又は**売上上昇**が見込まれる
- **ROA**が2014-2018年平均から**1.5%ポイント向上**
- **売上高伸び率**≧過去５年度の**業種売上高伸び率＋５%ポイント**

② 計画期間内で、**商品の製造原価が8.8%以上削減**されること等
③ **全社の意思決定**に基づくもの（取締役会等の決議文書添付等）

税制措置の内容

対象設備	税額控除 or 特別償却	
• ソフトウェア • 繰延資産*1 • 器具備品*2 • 機械装置*2	３％ ５％*3	30%

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合

※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**
※ **投資額上限：300億円**（300億円を上回る投資は300億円まで）
※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課

産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策一覧｜環境再生・資源循環｜環境省 (env.go.jp)

産業廃棄物の処理委託は格付け認定業者に!

岩手県産業廃棄物処理業者育成センターでは、岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」に基づき、優良な処理業者を育成するために処理業者の格付け認定を行っております。
排出事業者の方々が産業廃棄物の処理を委託するときは、格付け認定業者にご依頼下さい。

格付け制度の内容、格付け業者の詳細については、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターホームページ

https://www.iwuc.jp

をご覧下さい。

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

【TEL】019－625－2203　【FAX】019－624－1920
〒020－0023　岩手県盛岡市内丸16－15（内丸ビル5F）
【URL】https://www.iwuc.jp　【E.mail】info@iwuc.jp

格付け・保証金制度

格付け制度とは…

岩手県が条例や規則に基づき公示する格付け基準に適合した産業廃棄物処理業者を育成センターが認定し県民に公表する制度です。

処理業者は、認定（格付け）されることにより社会的信頼性の向上が期待されます。また、排出事業者が優良な処理業者を選ぶための有効な情報となります。

保証金制度とは…

産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて、あらかじめ一定の保証金を預託する制度です。
預託した業者が、事故等により緊急に産業廃棄物の撤去等が必要な場合には、育成センターから保証金の返還を受けて措置を講ずることができます。

処理業者は、保証金を預託することで、委託された産業廃棄物の処理がより確実に行われることを排出事業者にアピールすることができます。

育成センターでは認定（格付け）者、保証金預託者について、ホームページで排出事業者等に紹介します。
また、県ホームページの岩手県許可・産業廃棄物処理業者名簿に掲載する等、県民、関係機関・団体等に広くPRしております。

格付け、保証金制度は、岩手県知事が（一社）岩手県産業資源循環協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定し運営されております。

令和4年度 優良産廃格付け業者

岩手県・盛岡市許可業者約2,000社のうち、格付け認定された事業者は合計99社となりました。

産業廃棄物の処理委託は格付け認定業者に!

この制度は、岩手県が優良な産業廃棄物処理業者を育成するために設立された制度です。

格付け認定の区分　**収運**……収集運搬 ／ **収運（積）**…収集運搬・積替保管 ／ **中間**…中間処理 ／ **最終**…最終処分 ／ **保証金**…保証金預託業者

格付けランクの区分　★★★…80点以上［保証金を預託していること、環境省による産廃処理業者優良性評価制度に対応する項目を満たしていること］　★★…60点以上　★…40点以上

★★★ 30社

- ㈲栄和興業（一関市） ●区分:収運・★★★／保証金
- 文化企業㈱（盛岡市） ●区分:収運・★★★／保証金
- ㈱岩手環境保全（大船渡市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- 前田道路㈱一関合材工場（一関市） ●区分:中間・★★★／保証金
- 新工住建㈱（盛岡市） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- 奥州循環システム㈱（奥州市） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈲古川重機（盛岡市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈱スパット北上（北上市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- アサヒプリテック㈱（宮城県） ●区分:収運・★★★／保証金
- 岩手コンポスト㈱（花巻市） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- 太平洋セメント㈱大船渡工場（大船渡市） ●区分:中間・★★★／保証金
- 福興産業㈱岩手支店（盛岡市） ●区分:収運(積)・★★★／保証金
- 成和建設㈱（花巻市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱伊藤組（花巻市） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈱理水興業（花巻市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱岩手環境事業センター（北上市） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈲東北オイルサービス（雫石町） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- (一財)水沢環境公社（奥州市） ●区分:収運(積)・★★★／保証金
- ㈲八紘カイハツ（二戸市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- リアス環境管理㈱（宮古市） ●区分:収運・★★★／保証金
- ㈲共同産業（金ヶ崎町） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★★／保証金
- ㈱マルサ（北上市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- クリーンセンター花泉㈲（一関市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- 蒲野建設㈱（久慈市） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／最終・★★★／保証金
- ㈱ミナミ（軽米町） ●区分:収運・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱マッハ総合計画（二戸市） ●区分:収運(積)・★★★／保証金
- ㈲藤工（盛岡市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱環境整備（盛岡市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ㈱北日本環境保全（北上市） ●区分:／収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金
- ニッコー・ファインメック㈱（一関市） ●区分:収運(積)・★★★／中間・★★★／保証金

★★ 58社

- 松村建設㈱（大槌町） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈲ニーズ開発（盛岡市） ●区分:収運・★★／保証金
- 永薬品商事㈱（奥州市） ●区分:収運・★★
- ㈱東北ビルド（盛岡市） ●区分:収運・★★
- ㈲タカショウ（紫波町） ●区分:収運(積)・★★／保証金
- ㈱北岩手衛生センター（八幡平市） ●区分:収運・★★／保証金
- 鈴木工業㈱（宮城県） ●区分:収運・★★
- ㈲藤忠商事（盛岡市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- 伊藤運輸㈲（花巻市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱東北油化（盛岡市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ＥＣ南部コーポレーション㈱（奥州市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- ㈲長谷川重機（北上市） ●区分:最終・★★／保証金
- 花巻市清掃㈱（花巻市） ●区分:収運(積)・★★／保証金
- 丹内建設㈱（滝沢市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈲志和商店（奥州市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- (一財)クリーンいわて事業団（奥州市） ●区分:最終・★★／保証金
- 南部運輸㈱（奥州市） ●区分:収運・★★
- 高橋重機㈱（八幡平市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈱環境保全サービス（奥州市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈱有田屋（北上市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈲松原工業（雫石町） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈲福田運送（二戸市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱フクタ（二戸市） ●区分:中間・★★／保証金
- ㈱丸重（北上市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈱アトラス（大船渡市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- 協友建設㈱（奥州市） ●区分:収運・★★
- 北日本油設㈱（奥州市） ●区分:収運(積)・★★／保証金
- 陸中スキット㈱（山田町） ●区分:収運・★★／保証金
- 大安環境㈲（大槌町） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱佐々木組（一関市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ＤＯＷＡ通運㈱（奥州市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱オイラー（奥州市） ●区分:収運(積)・★★／保証金
- ㈲新菱和運送（釜石市） ●区分:収運・★★／保証金
- 陸中建設㈱（宮古市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- リックス㈱（北上市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★／保証金
- 樋下建設㈱（盛岡市） ●区分:収運・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- 大東運輸㈱（一関市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈲那須工業運輸（一関市） ●区分:収運・★★／保証金
- 遠野瀝青㈱（遠野市） ●区分:中間・★★／保証金
- ㈱つしま（久慈市） ●区分:収運(積)・★★
- 岩手県南運輸㈱（大船渡市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱昭和清掃興業（奥州市） ●区分:収運・★★
- ㈱サン寿広（盛岡市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱平野組（一関市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- 久慈港運㈱（久慈市） ●区分:収運・★★／保証金
- 開発運輸㈱（大船渡市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱藤孝産業（花巻市） ●区分:収運・★★
- いわて県北クリーン㈱（九戸村） ●区分:中間・★★／保証金
- ㈲リサイクル伊藤（奥州市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈱齊藤興業（盛岡市） ●区分:収運・★★／中間・★★
- ㈲バイオ・グリーン（一関市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金
- ㈲グリーン総業（一関市） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱広岡組（奥州市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- 佐々総業㈱（山田町） ●区分:収運・★★／保証金
- ㈱東北ターボ工業（盛岡市） ●区分:収運・★★／中間・★★／最終・★★／保証金
- ㈱一般公害集配センター（一関市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈱サンクリーン（花巻市） ●区分:収運(積)・★★／中間・★★／保証金
- ㈲リサイクル江刺（奥州市） ●区分:収運・★★／中間・★★／保証金

★ 11社

- ㈱大船渡資源（大船渡市） ●区分:収運(積)・★／中間・★／保証金
- ㈱岩瀬張建設（久慈市） ●区分:収運・★／中間・★
- ㈱功和産業（青森県） ●区分:収運・★
- ㈲セレクトクリーン（一関市） ●区分:収運・★／保証金
- ㈲陸中商会（久慈市） ●区分:収運(積)・★／中間・★／最終・★／保証金
- タダテックス㈲（八幡平市） ●区分:中間・★／保証金
- ㈲芦名商会（矢巾町） ●区分:収運(積)・★／中間・★
- 白金運輸㈱（奥州市） ●区分:収運・★／保証金
- ㈲県北衛生社（二戸市） ●区分:収運・★
- 釜石清掃企業㈱（釜石市） ●区分:収運・★／保証金
- 新生ビル管理㈱（一関市） ●区分:収運・★／保証金

「岩手県産業廃棄物協会」から法人名がかわりました

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター　一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

盛岡市内丸16−15（内丸ビル5F）　TEL.019−625−2203　FAX.019−624−1920　https://www.iwuc.jp　処理業者育成センター　検索

格付け、保証金制度は岩手県知事が（一社）岩手県産業資源循環協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定し運営されております。

協会の動き

第10回定時総会

新型コロナウイルス感染防止のため、「書面による議決権行使」をお願い申し上げ、令和４年５月20日（金）、正会員 228名のうち、書面を含めて140名の出席をいただき、提出議案が満場一致で承認可決されました。

議案第１号　令和３年度事業報告及び決算

【組織体制】

会　　長	濱田　　博	㈱岩手環境事業センター
副 会 長	藤原　正基	㈲藤工
	新沼　　学	㈱岩手環境保全
	千葉　智英	㈱スパット北上
専務理事	吉田　　茂	
理　　事	今野　秀實	㈱理水興業
	関根　　信	文化企業㈱
	兼田　忠康	久慈港運㈱
	菅原　能興	南部運輸㈱
	伊藤　智仁	㈱伊藤組
	木村　　守	㈱フクタ
	岩崎　泰彦	大安環境㈲
	小野寺真澄	ニッコー・ファインメック㈱
	中村　尚司	陸中スキット㈱
	村田　英敏	いわて県北クリーン㈱（新任）
	田村　　格	岩手県行政書士会
	似内　　博	岩手県自動車整備商工組合
	菊池　　満	（一社）岩手県建設業協会
監　　事	樋下　　光	樋下建設㈱
	蒲野　　敦	蒲野建設㈱

岩手県産業資源循環協会会長表彰

永年の御功績により他の模範となった方々を５月20日付けで表彰しました。栄えある受賞、誠におめでとうございます。益々の御活躍を祈念申し上げます。

功労者

菅原　能興　様　南部運輸㈱

優良事業所

㈱マルサ　様（代表取締役　佐藤直也　様）

優良従事者

照井　　君男　様　㈱東北ターボ工業
小原　　洋次　様　㈱藤孝産業
亀田　みちる　様　㈱有田屋
赤崎　　郁夫　様　松村建設㈱
米内　　敏明　様　㈱中塚工務店

循環型地域社会の形成に向けた研修会

この研修会は、産業廃棄物処理に関する的確な経営・技術等の啓蒙・普及により、優良業者を育成するとともに産業廃棄物処理業界の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的としているものであります。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため会場開催は定員を半数にするなど対策を万全に行い、また、ウェブセミナーに切り替えるなど対応しました。

また、毎年恒例の新春講演会は、中止とし、今年度は、経営者、幹部職員、実務者を対象に3回開催いたしました。

第１回研修会

「産業廃棄物処理優良事業者育成研修会　実務者基礎コース」

産業廃棄物の幅広い基礎知識を学ぶことができ、初心者から経験者まで、多くの方々の知識の取得、再確認することを目的に開催されました。

日　　時　令和３年８月３日（火）
場　　所　いわて県民情報交流センター アイーナ 会議室804
対 象 者　産業廃棄物を取り扱う実務担当者
講　　師　（公社）全国産業資源循環連合会
専任講師　石郷岡　晋　氏
専任講師　石塚　伸一　氏
参 加 者　90 名

第２回研修会

「産業廃棄物処理優良事業者育成研修会　応用コース」

複雑化する産業廃棄物の対処法など、廃棄物管理に欠かせない知識をわかりやすく解説していただきました。

日　時　令和３年12月１日（水）
場　所　ウェブセミナー
対象者　経営者、管理者　等
テーマ・講師
「プラ新法を予測する」
「新許可不要制度に着目」
BUN 環境課題研修事務所　長岡　文明　氏
参加者　92 名

第３回研修会

安全衛生研修会

廃棄物処理業界は他業種と比べ労働災害発生率の高い業種となっております。このため、（公社）全国産業資源循環連合会では厚生労働省及び中央労働災害防止協会の支援のもと、リスクアセスメント等の実施を促進し、職場における安全衛生水準の向上、労働災害のより一層の減少を図るための取組みを実施しており、当協会においてもその一環として産業廃棄物処理業における安全衛生の研修会を開催しました。

日　時　令和４年２月16日（水）
場　所　ウェブセミナー
対象者　経営者、安全衛生担当者等
テーマ・講師
１．「モデル安全衛生規程及び解説」の活用について
岩手県産業資源循環協会青年部会
安全衛生規程普及委員　藤原委員
２．産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントについて
中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター
専門役　安全･衛生管理士　昆野良久　氏
参加者　21 名

協会の動き

優良・環境先進企業の取組みに関する推進事業(推進アドバイザー派遣)

当協会では、産業廃棄物処理業者の更なる資質向上を目指し、企業力を高め、地域社会からも信頼される企業、業界となるよう平成26年度から「優良・環境先進企業の取組みに関する推進事業(推進アドバイザー派遣)」を実施しています。

昨年度の派遣依頼内容は「社員教育・社内研修」「電子マニフェストシステムの操作方法や運用について」等でした。

推進アドバイザー派遣は協会職員が直接会員事業所へ行き、会員様の取扱い品目や受講者のレベルに合わせクイズを交えて研修会を行います。特に新入社員の研修にご好評いただいています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、少人数の研修やオンラインでも対応いたします。

ぜひこの事業をご活用ください。(申込書はＨＰからダウンロードできます)

【昨年度訪問した会員】

㈱岩手環境事業センター、㈱ノブタ興業、㈱アイケン、リックス㈱、㈲岩本朝日商店、新興砂利㈱、陸中建設㈱、㈱サンクリーン、ニッコー・ファインメック㈱

優良・環境先進企業の取組に関する推進アドバイザー派遣申込書

１．アドバイスを受けたい事項に〇印を付けてください。（複数可）

① 社員教育・社内教育について
② 岩手県　格付け制度・保証金制度について
③ 環境省　優良産廃処理業者認定制度について
④ 環境配慮契約法について
⑤ 電子マニフェストについて
⑥ 産業廃棄物処理検定について
⑦ SDGｓについて
⑧ 産廃に関する質問・相談

その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

具体的な相談内容（現状・課題・希望アドバイスを具体的に）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．派遣の希望日時等

会社名	
希望日時	第１希望　　月　　日（　）（　　：　　～　　：　　） 第２希望　　月　　日（　）（　　：　　～　　：　　） 第３希望　　月　　日（　）（　　：　　～　　：　　）
場　所	〒
	TEL：　　FAX：
参加人数	名程度
担当者名	
E-mail	

※希望する日の２週間前までにお申込み下さい。日程が決まり次第、FAXにて派遣通知書を送付いたします。

（一社）岩手県産業資源循環協会　　FAX：019-624-1920

協会の動き

支部だより（県央支部）

岩手県産業資源循環協会　県央支部　支部長　**藤原　正基**

「支部だより」掲載にあたり一言ご挨拶いたします。

初秋の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

機関紙「循環いわて」は年報として今年度で４号目を迎えるにあたり振り返って見ますと、この２年余新型コロナウイルスは変異株を繰り返し、新型コロナウイルス感染拡大、まん延防止等重点措置の適用で様々な活動を制約して参りました。現在は４回目のワクチン接種が進み、治療薬も投与される様になって来ましたが、終息にはまだまだ時間が掛かるように思います。ここは初心に返り新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本「手洗い」、「不織布マスクの着用」、「せきエチケット」を励行していきたいです。

さて、例年実施している盛岡市乙部中学校の生徒向け「環境学習」は今年も皆様のご理解とご協力で開催することができました。さらに、研修事業として２月に行われた「石綿（アスベスト）に係る研修会」があります。今年４月１日より、建築物等の解体・改修工事を行う施工業者は、「大気汚染防止法」に基づき当該工事のおける石綿含有建材の有無の事前調査結果を都道府県や労働基準監督署に報告することが義務づけられました。規制対象建材の拡大によりレベル３建材が含まれたことにより、解体工事、リフォーム修繕、改修工事等から排出される全ての石綿含有建材が特定建築材料として対象になりました。建設系産業廃棄物を取り扱う全処理業者が対象になることから多数の参加者があり関心の高さを伺わせる内容となりました。従来の法改正の中でも大幅な規制強化策とされていますので従事される方の安全安心を確保するため日々の業務に積極的に役立てて欲しいと思っております。

引き続き法改正に係る重要事項は、継続的に研修会等を実施し支部会員と共有しながら情報発信を行っていきたいと思っております。今後共どうぞよろしくお願いいたします。

支部だより（沿岸支部）

岩手県産業資源循環協会　沿岸支部　支部長　新沼　学

日頃より沿岸支部の運営につきましては、会員の皆様には格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和３年度の沿岸支部の活動を振り返ってみますと、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた１年でした。

５月25日には第７回通常総会を釜石市で書面決議により開催し、支部の役員体制が一部変更になり、理事の株式会社大船渡資源伊藤博代表取締役に代わり陸中建設株式会伊藤峻社代表取締役が、監事は陸中建設株式会伊藤敏代表取締役会長が退任し、株式会社大船渡資源伊藤博代表取締役が夫々就任しました。

６月２日には青年部共同事業・全国一斉清掃活動を宮古市の女遊戸海岸にて開催しました。海岸のゴミ拾い、翌日の親睦ゴルフと青年部の皆様と交流を図ることができました。

令和４年１月18日には令和２年度には開催できなった地域懇談会・支部研修会を大船渡市で開催し、研修会では、小原譲協会事務局次長を講師に災害廃棄物の処理について理解を深めることができました。

現在も新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら活動を進めていきたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

支部だより（県南支部）

岩手県産業資源循環協会　県南支部　支部長　髙橋　優

資源循環協会県南支部の動きを報告します。

当支部は、胆江地区産業廃棄物協会の流れより引き継きで2001年６月23日より、活動しています。一関地区を含む前は、胆江支部として活動しており、支部の中では県内で一番先にできた支部です。

最初にできた胆江支部は、ビックサイトの環境展等に仲間同士で行動したのが始まりです。

それを当時の千葉長専務理事が、「県の協会では組織強化のため、支部結成をするため予算を計上している」という話をされて、支部を造って補助金を活用しようという話から胆江支部ができた訳です。

当初は発起人を５～６人集めてスタートした訳ですが、江刺のクリーンセンターの２階で、何度も集まって相談して始めましたがその後、プラザイン水沢で集まり設立の準備をし設立の司会は前協会長だった門脇氏だったと思います。

設立名称を岩手県産業廃棄物協会胆江支部として活動を開始し、会員同士の情報交換し又不法投棄パトロールを行政と共に毎年行っておりました。

その後三陸大震災が2011年３月11日にあり産業廃棄物協会が資源循環協会に名称を変更し一関地区も一緒になり胆江支部から県南支部へと変え一関市、平泉町、奥州市、金ケ崎町と災害協定も締結して現会員は42社で活動しておりますが、近年コロナ禍で集まる機会が少なくなっております。

産業廃棄物処理業
有限会社 長谷川重機
代表取締役 長谷川　千　津
本　　社　〒024－0104　北上市二子町才の羽々116
TEL（0197）66－4398　FAX（0197）66－6641
湯沢事業所　〒024－0045　北上市湯沢３地割16番１号
TEL（0197）65－0220　FAX（0197）65－0220

丹内建設株式会社

https://www.tannai.jp/

地球とともに
自然とともに
環境とともに

エコアクション21

取扱業務：特定建設業・産業廃棄物処理業（中間処理）

本　　社：〒020-0735 岩手県滝沢市篠木黒畑 56-1

TEL：019-687-1605　FAX：019-687-1612　Mail：info@tannai.jp

雫石営業所　：〒020-0551 岩手県岩手郡雫石町笹森 124-45
（中間処理施設）

中間処理施設（施設内）

フジダイヤモンド Z-PWG1352-1 型

ニッコー・ファインメック株式会社 は、
国の認定工場で、パソコンを安心・完全リサイクル。

E-Waste
小型家電
大臣認定
第0030号

パソコン廃棄から機密書類
産業廃棄物処理まで

オフィスの
残置物&機密処理 は
お任せください！

【貴金属製造】金・銀・白金製錬販売　貴金属含有物の分析買取
【産業廃棄物収集運搬】岩手県、宮城県、秋田県、山形県、青森県、福島県（水銀/PCB）
【産業廃棄物中間処理】廃酸・廃アルカリ（中和）　レントゲンフィルム（焼却）
パソコン・OA機器・業務機器等（解体・破砕）　石こう（破砕）
【他】機密書類リサイクル　非鉄金属買取　古紙買取　一般廃棄物運搬
一般貨物自動車運送業　貴金属ジュエリー修理加工・販売

ニッコー・ファインメック株式会社
URL.http://www.nikkofm.co.jp

〒029-1111 岩手県一関市千厩町奥玉字天ケ森75-6
Tel.0191-56-2601　Fax.0191-56-2619

エコアクション21 認証番号 0011377
ISO/IEC 27001 JQA-IM1687
地域未来牽引企業

協会の動き

青年部会だより

令和４年度から青年部会長を務めさせていただいておりますタダテックスの遠藤と申します。

岩崎前部会長や先輩が築いた伝統と力を次代に託せるよう、更なる発展充実に努めていきます。

青年部会の最大の魅力は、活動を通じた交流です。新型コロナウイルスの影響で思うように行事ができない状況ですが、今だからこそ、できることを考え活動を企画運営していきたいと思いますので、今後とも青年部会のご理解及びご指導のほどよろしくお願いします。

【令和４年度】　青年部役員体制（敬称略）

部 会 長	遠藤　忠寿	タダテックス㈲
副部会長	小保内敏文	㈲県北衛生社
〃	藤原　真実	㈲藤工
〃	伊藤　　峻	陸中建設㈱
運営委員	中村　尚司	陸中スキット㈱
〃	兜　　千尋	㈲セレクトクリーン
〃	菅原　健二	クリーンセンター花泉㈲
〃	生内　一晶	㈱東北ターボ工業
〃	髙橋　　譲	㈲タカショウ
〃	伊藤　龍志	㈱藤孝産業
〃	長谷川賢人	㈲長谷川重機
監　　事	蒲野　　敦	蒲野建設㈱
〃	岩崎　泰彦	大安環境㈲

・貯油槽清掃保守点検　・貯水槽清掃点検
・産業廃棄物処理　・地下貯油槽内面 FRP コーティング工事
北日本油設株式会社
岩手県奥州市江刺玉里字玉崎 133 番地 2
TEL 0197-36-3378　FAX 0197-36-2336
http://www.kitanihonyusetsu.com

令和３年度の事業報告をさせていただきます。

６月２日(水)ブロック総会のオンライン開催に合わせ、総会開催の前にSDGｓの取り組みの一つとして「海ごみゼロウィーク」にエントリーし、東日本大震災の被災地である宮古市の女遊戸海岸(おなつぺ)の清掃活動を、お揃いのブルーのマスクを着用して行いました。

その後、ブロック研修会・総会にオンラインで参加し、終了後は、浄土ヶ浜レストハウスでバーベキューをして懇親を深めました。

翌日は、宮古カントリーにてチャリティーゴルフコンペ行い、25名が参加し、集まったお金は宮古市の秋祭り実行委員会に寄付いたしました。

初めて企画したイベントでしたが好天に恵まれ、部会員同士の絆も深まりとても良い活動となりました。

協会の動き

move

12月８日(水)一関カントリークラブにて、第３回部会長杯ゴルフコンペを開催し、19名の部会員が参加しました。

有限会社長谷川重機　長谷川賢人くんが初優勝いたしました。その後、一関市内で表彰式、交流会を開催し親睦を深めました。

12月14日(火)アートホテル盛岡にて、久しぶりの集合型研修会「安全衛生研修会」を部会員36名が参加し開催いたしました。

第１部では、安全衛生規程普及のための研修会を行い、遠藤副部会長と藤原運営委員から安全衛生規程の重要性と必要性を説明しました。

第２部は、毎年恒例で今回第６回目となる、部会員が講師となり発表を行う企画「わが社の安全衛生の取り組み」を行いました。

今回の発表者は岩手県からは長谷川賢人くんと伊藤龍志くん、青森県青年部から㈱山本工業山本徳光社長をお迎えし、実際にあった労働災害の体験をもとに、安全衛生の事例発表では、安全衛生の重要性、規程の必要性をお話していただきました。

この後の交流会では、山本社長にも参加していただき、部会員同士も久しぶりの再会ということで積極的な意見交換などが行われ、とても盛り上がりました。

２月８日(火)青年部協議会近畿ブロックの「亀岡市の豊かな環境資源と伝統産業を守りたい！

保津川下り応援プロジェクト」クラウドファンディングに賛同、5万円を支援し、感謝状をいただきました。

新菱
昭和37年創業
この美しい自然環境を未来世代へ
有限会社新菱和運送
代表取締役　宮田　キナヱ

岩手県産業資源循環協会
青年部会入会案内

〈目的〉

本部会は部会員相互の融和、親睦を図り、研修会等を通じて自己啓発に努めるとともに、産業廃棄物の適正処理及び再資源化等に関する知識、技術と教養を深め、企業の幹部として経営の合理的、近代化の推進と協会の発展に寄与することを目的としています。

〈青年部会の活動〉

①産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する情報収集と技術の開発並びに調査研究

②産業廃棄物に関する県民への広報啓発

③県内外部会員相互の情報交換、研修、視察、福利厚生等の事業

④協会の事業活動に対する協力支援

⑤事業の振興に関する意見の表明

⑥その他本部会の目的を達成するため必要な事業

【入会手続き】

入会申込書（協会HPからダウンロードできます。）に必要事項をご記入いただき、事務局まで申込み願います。

【入会資格】

岩手県産業資源循環協会会員の経営者、後継者並びに代表者から推薦された従業員。５０歳迄の方。

【会費】

年間　１８，０００円　（月額１，５００円）

全産連の動き

第12回定時総会・表彰

６月17日（金）、全国産業資源循環連合会（全産連）第12回定時総会がハイブリッド方式で開催され、令和３年度事業報告及び決算が承認されました。

また、長年の御功績が認められ下記の皆様が表彰されました。誠におめでとうございます。さらなるご活躍を期待しています。

令和３年度　連合会会長表彰

功　　労　　者

千葉　智英　様（㈱スパット北上　代表取締役　北上市）

地方優良事業所

㈱ミナミ　様（代表取締役　南由香様　軽米町）

株式会社 一般公害集配センター
〒021－0102　一関市萩荘字上本郷149－7
TEL 0191－38－2355　FAX 38－2356
http://iks-c.co.jp

壊　す　け　ど　創　る
◆解体工事・舗装工事・土木工事・廃棄物の運搬、処理
(株) スパット北上
岩手県北上市村崎野 14 地割 63 番地 3
TEL0197-62-3636　FAX0197-62-3637
ガラス発泡軽量資材
スーパーソル SUPERSOL

北海道・東北地域協議会

公益社団法人全国産業資源循環連合会（全産連）は、都道府県協会を正会員とする全国団体で、国や各界と連携して産業廃棄物の適正処理と資源循環を推進しています。自由民主党の産業・資源循環議員連盟（７月11日現在、国会議員104名）への政策提案等を通じて、時代の要請に応じた様々な制度等を実現してきました。

また、非常事態に迅速かつ円滑に対応するため、令和元年に災害廃棄物委員会を設置して体制の強化を図っています。本会の新沼副会長は、北海道・東北地域協議会の推薦により当初からの委員として活動しています。

地域協議会は、地域の状況に応じた取組のため、平成18年に全国８ブロック単位で設置された内部組織です。本会は北海道・東北地域協議会に所属しています。産業廃棄物に関する課題と対応を協議するため、７道県の会長と全産連本部の役員による会合等を開催しています。

最近の議題は、①環境産業の振興、②製品やサービスのライフサイクル全体における資源循環、③県市町村における災害廃棄物処理の支援、④労働災害の防止等です。いずれも中長期的な取組が必要であるため、継続案件となっています。

地域協議会の役員

任期	会長	副会長	副会長	監事
平成18	□鈴木安利／福島	◎伊藤正志／山形	○谷口二朗／北海道	門脇生男／岩手
19 ～ 22	□伊藤正志／山形	◎門脇生男／岩手		増田教正／青森
23 ～ 24			佐藤俊彦／福島県	
25 ～ 29	□門脇生男／岩手	◎佐藤俊彦／福島	鈴木昇／宮城	山岡緑三郎／秋田
30 ～ 令和元	□佐藤俊彦／福島	◎鈴木昇／宮城	山岡緑三郎／秋田	
令和２ ～３	□鈴木昇／宮城	◎山岡緑三郎／秋田	天内修／青森	
令和４ ～５	□鈴木昇／宮城	◎山岡緑三郎／秋田	黒澤利宏／山形	

全産連本部の役職（兼務）：　□副会長　◎理事　○監事

産業廃棄物処分業/産業廃棄物収集運搬業/一般建設
コンクリート・アスファルト再生材/山砂販売
有限会社リサイクル江刺
代表取締役　菊 池 由 信
〒023-1341 岩手県奥州市江刺梁川字濁沢233
TEL0197 (37) 2626・FAX0197 (37) 2660

岩手県からのお知らせ

古い建物を所有している事業者の皆様へ

PCB廃棄物の処分期限が迫っています。早く処分を進めてください！

電気・照明機器にＰＣＢが含まれていたら、県まで連絡をお願いします。

※ＰＣＢは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。

コンデンサー

トランス（変圧器）

【確認の仕方】
○電気機器の**変圧器やコンデンサー**を使用している場合は、会社の電気主任技術者または東北電気保安協会（電気主任技術者業務を東北電気保安協会に委託している場合に限る。TEL019-631-2552）に相談してください。

通電中は感電の恐れがあり危険です。銘板は、必ず電気保安技術者が確認してください。

蛍光灯（業務用）の安定器
業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和５２年３月以前のもの

【確認の仕方】
○**安定器**は、昭和 52 年３月までに建築・改修された建物や屋外の**照明器具（蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯など）**に使用されている可能性があります。照明機器のメンテナンスをお願いしている電気店に相談等してください。

※ＰＣＢが含有する安定器か自分で確認する場合
安定器に貼付された銘板に記載さているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。（https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm）

ＰＣＢは電気機器等の絶縁油として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、昭和４７年以降、製造や新たな使用は禁止されました。

1　岩手県内のＰＣＢ廃棄物の処分先と処分期限について

・ＰＣＢ廃棄物は定められた期限を過ぎると処分することができなくなります。
・国際条約と法律でＰＣＢ廃棄物の処分は義務付けされており、定められた期限までに処分をしないと罰則の対象となります。

	高濃度ＰＣＢ廃棄物 ※PCB 濃度が 0.5%（＝5,000ppm）を超えるもの	低濃度ＰＣＢ廃棄物 ※PCB 濃度が 0.5%（＝5,000ppm）以下のもの、 可燃性 PCB 汚染物は 10%（＝100,000ppm）以下のもの
処理先	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道事業所（ＪＥＳＣＯ） 電話 03－5765－1197	○無害化処理認定施設等 →東北に所在する施設は、下記一覧表のとおり。
期　限	○変圧器・コンデンサー等 **令和４年３月 31 日まで（終了※）**	○全て **令和９年３月 31 日まで**
	○安定器及び汚染物等 **令和５年３月 31 日まで**	
料　金	上記ＪＥＳＣＯに御確認ください。	事業者に御確認ください。

※　新たに使用・保管されていることを確認した場合は、速やかに県庁資源循環推進課（盛岡市内は盛岡市廃棄物対策課）またはお近くの振興局廃棄物担当まで御連絡ください。

事業者名 （低濃度ＰＣＢ廃棄物処理） ※東北に所在するもの （洗浄施設を除く。）抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境 ℡０２４６－６３－１２３１	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社 ℡０１８６－４６－１５００	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社 ℡０１８－８７７－３０２７	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社 ℡０３－６８４７－７０１１	秋田県鹿角郡			○	○
東京鐵鋼株式会社 ℡０１７８－２８－９１９１	青森県八戸市	○	○	○	○

※◎は 10%以下の可燃性 PCB 汚染物の処理が可能な施設

2　処理費用の融資制度や費用割引制度について

(1)　日本政策金融公庫による融資制度

「環境・エネルギー対策資金（ＰＣＢ廃棄物処分関連)」の融資対象となります。
詳しくは日本政策金融公庫盛岡支店（℡019 - 623 - 6125）にお問い合わせください。

(2)　中小企業者等に向けた割引制度

高濃度ＰＣＢ廃棄物を処分する場合は、処分費用の軽減措置があります。
（中小企業：70%、個人・破産者：95%）
詳しくはＪＥＳＣＯ（℡03 - 5765 - 1935）にお問い合わせください。

【お問い合わせは、県庁資源循環推進課またはお近くの振興局廃棄物担当まで】
県庁資源循環推進課　電話　019-629-5366　FAX　019-629-5369

産業廃棄物の排出及び処理実績等（令和２年度実績）について

皆様から提出いただいております実績報告書のとりまとめ結果についてお知らせいたします。

１．産業廃棄物の排出状況

①盛岡市内総排出量

令和２年度の１年間に盛岡市内で排出された産業廃棄物の排出量は487千トンで、岩手県全体2,513千トンの19.4％となっています。

年　度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
排出量（千トン）	686	514	505	503	487

②業種別排出量、種類別排出量

全排出量のうち、種類別にみると汚泥が 254千トン（52％）で最も多く、次いでがれき類の排出量が166千トン（34％）となっており、この２種類で全体の86％を占めています。

また、業種別にみると、電気・水道業が 233千トン（48％）で最も多く、次いで、建設業が 218千トン（45％）となっており、この２業種で全体の93％を占めています。

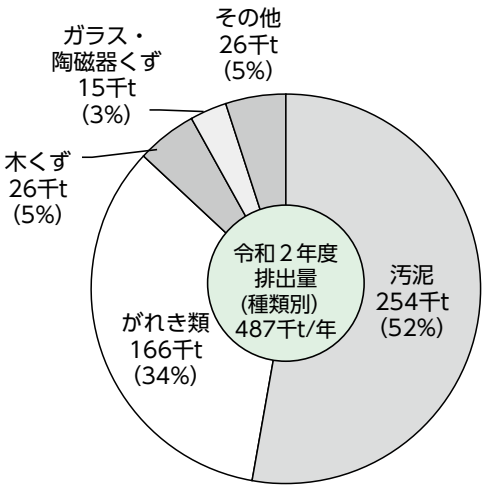

図1.1　産業廃棄物の種類別の排出量

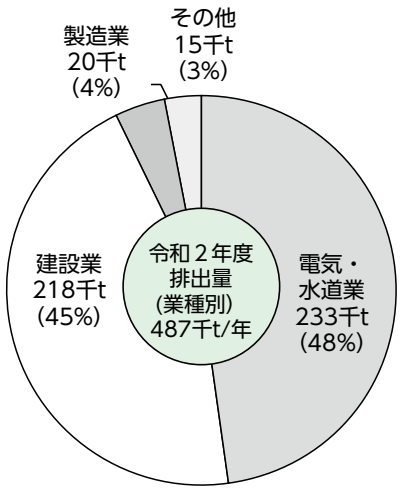

図1.2　産業廃棄物の業種別の排出量

２．産業廃棄物の処理状況

排出量487千トンのうち、98％に当たる475千トンが中間処理量となっています。この中間処理により251千トン（52％）が減量されています。

再生利用量は、排出量の45％に当たる219千トン、最終処分量は16千トンで、排出量の３％となっています。

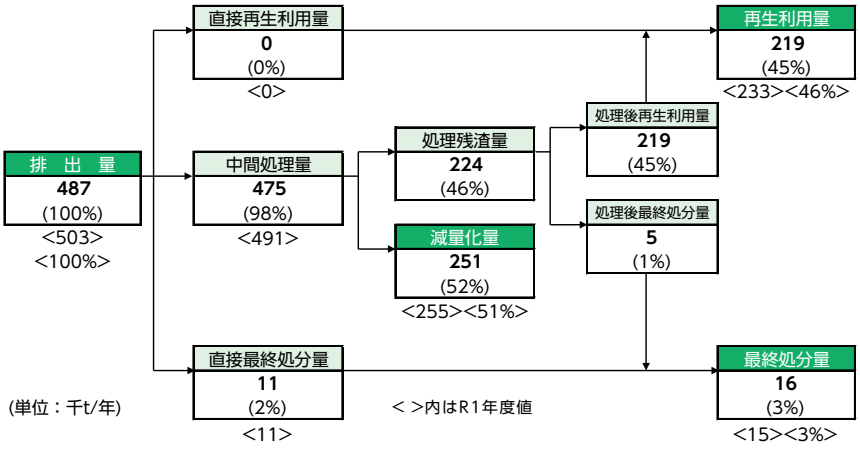

図2　令和２年度の産業廃棄物の処理状況

有機質リサイクル肥料［岩手県再生資源利用認定製品］

みのりのパートナー

エコアクション21
認証・登録

製造販売元

株式会社　岩手環境事業センター

〒024-0104　北上市二子町上野112-1
TEL　0197-66-3171
FAX　0197-66-5192

〇事業内容
・産業廃棄物処分業
・産業廃棄物収集運搬業
・一般廃棄物処分業
・一般廃棄物収集運搬業
・各種設備機器の清掃・保守・管理
・他事業あり

〇取扱品目
・し尿汚泥
・有機汚泥
・食品加工汚泥
・動植物性残さ
・木くず
・生ごみ

Future Commonsense
LEADKONAN

ITのことは、お任せ下さい！

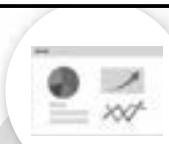

まずはお気軽に
お問い合わせ下さい

学校関係 IT 提案・構築　ソフトウェア開発
修理・保守・廃棄　OA 機器レンタル
ホームページ制作　ネットワーク構築

Future Commonsense
LEADKONAN
株式会社リードコナン

〒020-0051　岩手県盛岡市下太田沢田 68-40
TEL 019-656-3600 / FAX 019-656-3601
URL https://www.leadkonan.co.jp

お知らせ

(公社)全国産業資源循環連合会発行の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の販売価格改定と、第一貨物利用による送料改定のお知らせ

令和４年８月１日販売分より、下記の通り価格が改定となります。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）　　発行元（公社)全国産業資源循環連合会

マニフェスト種類		現行価格(税込)	令和４年８月１日以降販売分より(税込)
直行用	単票（手書き用）１セット 100 部	2,600 円	3,000 円
	連続票（ﾄﾞｯﾄﾌﾟﾘﾝﾀ用）１ケース 500 部	13,000 円	15,000 円
積替用	単票（手書き用）１セット 100 部	2,600 円	3,000 円
	連続票（ﾄﾞｯﾄﾌﾟﾘﾝﾀ用）１ケース 500 部	13,000 円	15,000 円

▶発行元：マニフェストの最下段に記載されております。

※　建設六団体副産物対策協議会発行の産業廃棄物管理票（建設系マニフェスト）については価格改定はございません。

「第一貨物」利用のマニフェスト送料　　1個口 530 円(税別)

※　１個口は　単票１セット（100 部）から単票５セット（500 部）まで、または連続票１ケース（500 部）です

※　新価格の購入申込書は７月下旬より当協会ホームページ「マニフェスト」のページよりダウンロードできます。

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会
盛岡市内丸 16-15　内丸ビル 5F　TEL 019-625-2201
https://iwatesanpai.or.jp/

会員募集中

近年、地球環境問題は世界的に取り組まれ、資源保護、環境保全についての世論も高まっています。

従来から実施している産業廃棄物の「適正処理」はもちろん、それに加え廃棄物の発生抑制、再生利用、再利用等幅広い視点から廃棄物処理法の改正が行われています。

この責務を果たし、産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、信頼のおける優良な処理業者が結束し、排出事業者・行政・県民の方々との連携を深めていくことが重要です。

このようなことから、多くの方々が当協会の趣旨にご賛同いただき、入会をおすすめくださいますようお願いいたします。

事業と会員サービスを一部ご紹介

- ●産業廃棄物処理業の許可更新についての事前通知
- ●環境関連法令・制度等に関する最新情報を提供
- ●経営者・実務者対象の研修会等、先進施設の視察研修
- ●会員情報を活用し、排出事業者等からの照会に対する会員の紹介
- ●災害廃棄物処理の支援

★つづきは、当協会ホームページをご覧ください★

入会申込書も DL できます

お知らせ

変更届提出のお願い

会員事項に変更があった時は「変更届」を提出してください。
変更届は協会HPよりダウンロードできます。

会員事項の変更届

一般社団法人　岩手県産業資源循環協会
会長　濱田　博　殿

住　所
名　称
氏名又は代表者名　　㊞

一般社団法人岩手県産業資源循環協会会員として承認されている事項について、変更がありましたので届け出します。

記

変更事項　□名称　□事務所の所在地　□代表者 □事業の範囲（業の区分）　□その他（TEL、FAX、郵送先等）		
名　称	変 更 前	
	変 更 後	
事務所の所在地	変 更 前	
	変 更 後	
代表者	変 更 前	
	変 更 後	
事業の範囲 （業の区分）	岩手県許可	変更前　□収集運搬　□中間処理　□最終処分 □特管収集　□特管中間　□特管最終
		変更後　□収集運搬　□中間処理　□最終処分 □特管収集　□特管中間　□特管最終
	盛岡市許可	変更前　□収集運搬　□中間処理　□最終処分 □特管収集　□特管中間　□特管最終
		変更後　□収集運搬　□中間処理　□最終処分 □特管収集　□特管中間　□特管最終
その他	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	令和　　年　　月　　日	
届 出 年 月 日	令和　　年　　月　　日	

1．名称、事務所の所在地、氏名又は代表者の変更の場合は、登記簿謄本（写しでも可）又は抄本、個人にあっては申立書類を添付して下さい。
2．事業の範囲（業の区分）の変更の場合は、許可証の写しを添付して下さい。

令和４(2022)年度許可申請等に関する講習会の日程について（東北地域10月以降）

講習会は各自で事前にオンラインで講義ビデオを視聴して受講し、その後、会場で試験を受ける２段階形式により行います。お申込は、ＪＷセンターＨＰからＷＥＢ申込のみなので御留意願います。

試験の申込が完了した後、ＪＷセンターから教材が送付されますので、試験前日までに受講を完了してください。

東北地区の10月以降の試験開催日程は下表のとおりです。秋田会場は今年度は既に終了しており、10月以降の開催はありません。

コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員が例年の半分程度になっております。下記の日程のうち、既に定員に達したため、申込が締め切られている会場がありますのでご注意ください。

また、各課程には最終申込受付期限がありますのでご留意ください。

2022年10月～ 2023年2月の講習会試験日程

課　　程	岩手	青森	宮城	山形	福島
新規　収集運搬		10/6 AM 10/7 PM	1/24 PM 2/22 PM	10/5 AM	2/9 AM 2/10 AM
新規　特管収集運搬					12/16 AM
新規　処分			2/21 PM		12/15 AM
更新　収集運搬	2/7 AM	11/10 AM 11/11 AM 12/1 AM 12/2 AM	1/25 PM 2/22 AM	10/4 PM	12/15 PM 2/9 PM
更新　処分		10/6 PM 10/7 AM	1/25 AM	10/4 AM	
特別管理産業廃棄物管理責任者	2/7 PM	11/10 PM 11/11 PM 12/1 PM	1/24 AM 2/21 AM	10/5 PM	12/16 PM 2/10 PM

※2022年度より講習会の申し込みはWEB申込のみとなります。

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は５年です。

許可は、更新手続きをしないと効力を失います。許可証の有効期限がいつなのか、常に注意しておきましょう。

講習会修了証の有効期限は、講習会終了日の日から起算して、新規講習会修了証は５年間、更新許可講習会修了証は２年間です。

産業廃棄物処理業に関する申請手続やご相談は行政書士へ

行政書士は、他人の依頼を受け、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理を行うほか、相続手続時の遺産分割協議書や遺言書原案作成等の権利義務に関する書類や、各種図面類等の事実証明に関する書類の作成などを行い、以って国民の権利利益の実現に資する事を目的とする国家資格者です。

産業廃棄物を取り巻く状況は日々刻々と変化しており、いち早く関係法令についての新しい情報を収集するとともに、その対応を検討することが求められます。

岩手県行政書士会では、会員向けの研修会を適宜開催するなど、産業廃棄物関連業務に関する調査及び研究を推進し、各会員が書類作成のみならずコンサルタントとしてもお客様にご満足いただけるよう、常に研鑽に努めております。

膨大で複雑な書類作成や関係業務を行政書士にお任せいただくことにより、事業者の皆様においては、事業の効率的かつ効果的な活動の展開をしていただくことができると存じます。同時に事業者の皆様の産業廃棄物の適正な処理に資することができるものと確信しております。行政書士をぜひご活用ください。

令和４年
産業廃棄物処理・自動車リサイクル法関連対応行政書士名簿

支　部	行政書士名	郵便番号	事　務　所　住　所	電話番号
盛　岡	阿　部　　隆	020－0104	盛岡市小鳥沢一丁目24番4号	019－662－7618
	阿　部　英　男	020－0135	盛岡市大新町19番7号	019－646－7854
	岩　瀬　森の助	020－0878	盛岡市肴町3番30－208号	019－652－2637
	岩　野　光　進	020－0024	盛岡市菜園一丁目12番25号Enビル1階	019－656－7425
	岩　渕　　渉	020－0114	盛岡市高松三丁目11番24号	019－613－5818
	小笠原　和　彦	020－0831	盛岡市三本柳24地割6番地	019－681－3855
	岡　田　秀　治	020－0807	盛岡市加賀野二丁目10番15号	019－604－8230
	小田島　　剛	020－0877	盛岡市下ノ橋町6番4号　下ノ橋ビル2階	080－5225－4747
	上　總　　隼	020－0312	盛岡市砂子沢第10地割92番地	019－681－8686
	加　藤　聖　一	020－0141	盛岡市中屋敷町4番40号	019－647－2883
	菊　池　静　哉	020－0881	盛岡市天神町10番27号	019－653－2040
	行政書士法人グランプラス 盛岡事務所	020－0835	盛岡市津志田14地割126番地	019－601－4855
	行政書士法人リブル法務 盛岡事務所	020－0845	盛岡市湯沢南一丁目1番１号	019－601－2317
	熊　谷　忠　市	020－0105	盛岡市北松園二丁目26番2号	019－662－8268
	堺　田　幸　志	020－0021	盛岡市中央通一丁目11番17号第2大通ビル4階	019－652－7910
	佐々木　　哲	020－0667	滝沢市鵜飼向新田159番地7	019－687－6156
	笹　木　　正	020－0133	盛岡市青山四丁目25番2号	019－645－1450
	佐々木　達　也	020－0866	盛岡市本宮四丁目1番6号トーニチビル3階	019－601－9921
	佐々木　安　吉	020－0851	盛岡市向中野二丁目52番10号	019－631－2158
	颯　田　　淳	020－0023	盛岡市内丸6番5号	019－652－2839
	鈴　木　ヒサ子	020－0836	盛岡市津志田西一丁目6番70号カルマンド3号	090－6226－3836
	橘　　真	020－0136	盛岡市北天昌寺町13番30号	080－5224－1699
	舘　洞　　明	020－0823	盛岡市門一丁目8番13号	019－618－8432

支　部	行政書士名	郵便番号	事　務　所　住　所	電話番号
盛　岡	徳　田　　靖	020－0504	岩手郡雫石町中沼275番地	090－3369－9242
	露　崎　二三男	020－0817	盛岡市東中野字見石28番地7	019－651－5025
	中　澤　弘　文	020－0064	盛岡市梨木町12番25号Ａ号室	019－622－1823
	中屋敷　　裕	020－0121	盛岡市月が丘一丁目17番7号	019－645－0370
	廣　幟　文　哉	020－0126	盛岡市安倍館町18番24－205号	019－681－0315
	横　山　信　英	020－0004	盛岡市山岸2丁目4番16号	019－625－6838
	横　山　　勝	020－0065	盛岡市西下台町18番32号Vivo01 2階A号	019－613－7260
	吉　田　勝　男	020－0122	盛岡市みたけ一丁目9番45号	019－641－3270
紫　波	菊　池　敏　江	028－3304	紫波郡紫波町二日町字向山41	019－672－4734
	行政書士法人 岩手許認可ｾﾝﾀｰ	028－3621	紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割501番地25	019－697－8868
	中屋敷　　勤	028－3603	紫波郡矢巾町大字西徳田第4地割9番地20	019－697－7899
	細　川　榮　子	028－3626	紫波郡矢巾町大字岩清水11－27－2	019－697－5770
花　巻	秋　庭　裕　史	028－3101	花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地61	0198－29－4163
	金　矢　健　次	025－0002	花巻市西宮野目第13地割129番地8	0198－26－5522
	鎌　田　芳　雄	025－0075	花巻市花城町10番2号	0198－23－2189
	永　田　依津子	025－0084	花巻市桜町三丁目53番地	0198－22－7576
	鎌　田　吉　隆	025－0063	花巻市下小舟渡37番地3 エステート下小舟渡貸店舗 2－A号室	0198－41－5151
北　上	伊　藤　榮　樹	024－0094	北上市本通り一丁目8番32号	0197－64－0195
	小田島　正　志	024－0022	北上市黒沢尻一丁目12番1号	0197－63－6101
	斎　藤　徳　志	024－0073	北上市下江釣子16地割181番地3	0197－62－7411
	齋　藤　　斉	024－0004	北上市村崎野11地割41番地	0197－68－2833
	藤　原　尚　彦	020－0024	北上市中野町三丁目13番5号	0197－75－5052
水　沢	相　原　正　明	023－1131	奥州市江刺愛宕字橋本119番地	0197－35－2134
	安　倍　文　孝	023－0805	奥州市水沢字斉の神122番地1	0197－24－5880
	小野寺　豊　文	023－0047	奥州市水沢字立町89番地5	0197－23－2757
	海　鋒　昌　江	023－1104	奥州市江刺豊田町一丁目11番20号	0197－35－0010
	神　山　重　久	023－0855	奥州市水沢字南大鐘105番地2	0197－24－3946
	佐　藤　勇　行	029－4202	奥州市前沢白山字舘17番地	0197－56－2378
	菅　原　今朝男	023－0003	奥州市水沢佐倉河字栗木町46番地	0197－24－7879
一　関	遠　藤　美　佳	021－0885	一関市田村町6番地27 2F B号	0191－34－5298
	及　川　　実	029－0601	一関市大東町中川字柳ノ平8番地	0191－74－2829
	行政書士法人えにし許認可	021－0831	一関市字沼田32番地2	0191－26－0066
	槻　山　チ　ヱ	021－0901	一関市真柴字中田41番地224	0191－23－6389
大船渡	藤　原　美智子	022－0006	大船渡市立根町字田谷62番地1	0192－47－5852
	休　石　庄太郎	022－0002	大船渡市大船渡町字茶屋前54番地1	0192－27－9710
遠　野	多　田　恵美子	028－0524	遠野市新町3番6号	0198－62－9336
釜　石	猪　又　信　幸	026－0021	釜石市只越町2丁目3番9号101	0193－55－5685
宮　古	隅　田　哲　晴	027－0085	宮古市黒田町6番23号	0193－63－3067
久　慈	大　澤　仁　悦	028－0023	久慈市新中の橋第37地割94番地7	0194－53－4856
	行政書士法人リプル法務	028－0024	久慈市栄町第37地割148番地1	0194－52－2938
二　戸	及　川　正　信	028－6103	二戸市石切所字穴切6番地2	0195－23－9797
	十文字　國　子	028－5711	二戸市金田一字八ツ長275番地	0195－23－3001
	柳　平　幸　男	028－5312	二戸郡一戸町一戸字越田橋30番地2	0195－32－3090

産業廃棄物に係る報告書等について

区　　分	報告書の種類	番号
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績を報告したい ・産業廃棄物収集運搬業者 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者	産業廃棄物の運搬実績報告書 特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	1
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績を報告したい ・産業廃棄物処分業者 ・特別管理産業廃棄物処分業者	産業廃棄物の処分実績報告書 特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	2
産業廃棄物の処理実績を報告したい ・産業廃棄物処理施設設置者	産業廃棄物処理実績報告書	3
特別管理産業廃棄物の処理実績を報告したい ・特別管理産業廃棄物を排出する事業者	特別管理産業廃棄物処理実績報告書	4
最終処分場の残余容量を報告したい ・最終処分場を設置している事業者	廃棄物最終処分場残余容量報告書	5
産業廃棄物の最終処分場の維持管理費用やその算定の基礎等について報告したい ・特定産業廃棄物最終処分場の設置者	特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	6
多量排出事業者・準多量排出事業者の産業廃棄物の処理計画を提出したい ・(特別管理)産業廃棄物の多量・準多量排出事業者	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書 準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書	7
多量排出事業者・準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況を報告したい ・多量・準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書 準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	8
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況を報告したい ・前年度1年間において産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者	産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書	9

1．岩手県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書（様式第25号）
盛岡市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書（様式第32号）

対象事業者：産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者

発生事業所	運　搬　先	提　出　先		備　　考
		岩手県	盛岡市	
岩手県内（盛岡市除く）	岩手県内（盛岡市除く）	○	—	「☆」は盛岡市内に積替え・保管施設を有する場合に提出（県への報告は必要ない）。 岩手県の提出先 ・県庁資源循環推進課（盛岡市内の事業者及び県外事業者） ・管轄振興局(環境衛生課)（上記以外） 盛岡市の提出先 盛岡市廃棄物対策課
	盛岡市内	○	☆	
	岩手県外	○	—	
盛岡市内	岩手県内（盛岡市除く）	○	☆	
	盛岡市内	○	☆	
	岩手県外	○	☆	
岩手県外	岩手県内（盛岡市除く）	○	—	
	盛岡市内	○	☆	

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出部数は１部となります。
※２　実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。
※３　県の許可を有する収集運搬事業者であり、かつ盛岡市内に積替え・保管施設を有する場合において、次に掲げる運搬経路の場合には、実績報告書の提出は県庁資源循環推進課（盛岡市内の事業者及び県外事業者）又は管轄振興局（それ以外）となります。

発生事業所	積替え・保管施設	運搬先
岩手県内（盛岡市除く）及び岩手県外	盛岡市内（経由地）	岩手県内（盛岡市除く）及び岩手県外

2．岩手県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（様式第26号）
盛岡市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（様式第33号）

対象事業者：産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者

事　業　者　区　分	提　出　先
岩手県内（盛岡市を除く）に存する産業廃棄物処理施設で処分	岩手県（管轄振興局環境衛生課）
盛岡市内に存する産業廃棄物処理施設で処分	盛岡市（廃棄物対策課）
移動式処理施設	岩手県（管轄振興局環境衛生課） 及び盛岡市（廃棄物対策課）

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出部数は１部となります。
※２　実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。

お知らせ

3．岩手県産業廃棄物処理実績報告書（様式第23号）
盛岡市産業廃棄物処理実績報告書（様式第30号）

対象事業者：産業廃棄物処理施設設置者

事　業　者　区　分	提　出　先
岩手県内（盛岡市除く）廃棄物処理法第１５条に規定する産業廃棄物処理施設を設置	岩手県（管轄振興局環境衛生課）
盛岡市内に設置	盛岡市（廃棄物対策課）

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出部数は１部となります。
※２　実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。

4．岩手県特別管理産業廃棄物処理実績報告書（様式第24号）
盛岡市特別管理産業廃棄物処理実績報告書（様式第31号）

対象事業者：特別管理産業廃棄物を排出する事業者

事　業　者　区　分	提　出　先
岩手県内（盛岡市除く）特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置	岩手県（管轄振興局環境衛生課）
盛岡市内に設置	盛岡市（廃棄物対策課）

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出部数は１部となります。
※２　実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。

5．岩手県廃棄物最終処分場残余容量報告書（様式第20号）
盛岡市廃棄物最終処分場残余容量報告書（様式第34号）

対象事業者：最終処分場を設置している事業者

事　業　者　区　分	提　出　先
岩手県内（盛岡市を除く）に最終処分場を設置	岩手県（管轄振興局環境衛生課）
盛岡市内に設置	盛岡市（廃棄物対策課）

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出部数は１部となります。

6．岩手県特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第21号）
盛岡市は岩手県と同じ様式です。

対象事業者：特定産業廃棄物最終処分場の設置者

事　業　者　区　分	提　出　先
岩手県内（盛岡市を除く）に特定産業廃棄物最終処分場を設置	岩手県（管轄振興局環境衛生課）
盛岡市内に設置	盛岡市（廃棄物対策課）

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出部数は１部となります。

7．岩手県多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（様式第二号の八）
　　準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（様式第一号）
　　多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書（様式第二号の十三）
盛岡市多量排出事業者の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理計画書は岩手県と同じ様式です。
　　準多量排出事業者は盛岡市廃棄物処理計画書（様式第３号）
対象事業者：産業廃棄物の排出量が年間1,000t以上の事業者（多量排出事業者）
　　年間500t以上1,000t未満の事業者（準多量排出事業者）
　　特別管理産業廃棄物の年間排出量が50ｔ以上の事業者

種類	会社名	発生量		区分		提出先		備考
		岩手県	盛岡市	多量	準多量	岩手県	盛岡市	
産業廃棄物	A社	1100ｔ	—	○	—	○	—	岩手県の提出先 管轄振興局 （環境衛生課） 盛岡市の提出先 盛岡市廃棄物 対策課
		—	700ｔ	—	○	—	○	
	B社	600ｔ	—	—	○	○	—	
		—	100ｔ	—	—	—	—	
	C社	100ｔ	—	—	—	—	—	
		—	500ｔ	—	○	—	○	
	D社	—	1100ｔ	○	—	—	○	
		—	—	—	—	—	—	
特別管理 産業廃棄物	E社	50ｔ	—	○	—	○	—	
		—	12ｔ	—	—	—	—	
	F社	—	52ｔ	○	—	—	○	
		10ｔ	—	—	—	—	—	

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出部数は１部となります。

8．岩手県多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号の九）
　　準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号）
　　多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号の十四）
盛岡市多量排出事業者の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理計画実施状況報告書は岩手県と同じ様式です。
　　準多量排出事業者は盛岡市産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第４号）
対象事業者：多量排出事業者・準多量排出事業者の（特別管理）産業廃棄物処理計画を提出した事業者

※１　岩手県への提出の場合は２部となります。盛岡市への提出の場合は１部となります。

9．岩手県産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第三号）

盛岡市は岩手県と同じ様式です。

対象事業者：前年度１年間において産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者

事業者区分	提出先		備考
	岩手県	盛岡市	
岩手県内（盛岡市除く）事業所において排出された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を委託し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者	○	—	岩手県（管轄振興局環境衛生課）
盛岡市の事業所において排出された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を委託し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者	—	○	盛岡市（廃棄物対策課）

※１　岩手県・盛岡市ともに提出部数は１部となります。
※２　電子マニフェストを用いた場合は、情報処理センターである（公財）日本産業廃棄物処理振興センターにより各都道府県知事に報告されるため、事業者から報告する必要はありません。

受付窓口

岩手県受付窓口	住所	電話番号
県庁資源循環推進課	〒020－8570 盛岡市内丸10－1	019－629－5380
盛岡広域振興局保健福祉環境部	〒020－0023 盛岡市内丸11－1	019－629－6563
県南広域振興局保健福祉環境部	〒023－0053 奥州市水沢大手町5－5	0197－48－2422
花巻保健福祉環境センター	〒025－0075 花巻市花城町1－41	0198－41－5405
一関保健福祉環境センター	〒021－8503 一関市竹山町7－5	0191－26－1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部	〒026－0043 釜石市新町6－50	0193－27－5523
宮古保健福祉環境センター	〒027－0072 宮古市五月町1－20	0193－64－2218
大船渡保健福祉環境センター	〒022－8502 大船渡市猪川町字前田6－1	0192－22－9814
県北広域振興局保健福祉環境部	〒028－8042 久慈市八日町1－1	0194－66－9681
二戸保健福祉環境センター	〒028－6103 二戸市石切所字荷渡6－3	0195－23－9219

盛岡市受付窓口	住所	電話番号
廃棄物対策課	〒020－8531 盛岡市若園町2－18　3階	019－651－4111（代）

日報の環境関連書籍　好評発売中

対話で学ぶ 廃棄物処理法

長岡文明 著

元自治体の産廃行政担当の長岡文明氏（BUNさん）が、現実の担当者が言葉にしそうな状況を想定し、難解な廃棄物処理法を対話形式で分かりやすく解説。

B5判　136頁　定価 2,420円（税込）　別途送料400円

廃棄物処理法の 重要通知と法令対応
－難しい制度運用が丸分かり－［改訂版］

尾上雅典・長岡文明 著

廃棄物処理法の重要通知をピックアップして1冊にまとめ、専門家による制度解釈と解説を加えたもの。処理業者、排出事業者、行政担当者等の実務者必見の書。

A4判　112頁　定価 2,200円（税込）　別途送料400円

環境関連機材カタログ集 2022

B5判　82頁　定価 1,100円（税込）　別途送料350円

廃棄物処理法と産廃管理マニュアル 入門と実践!

尾上雅典 著

A5判　160頁　定価 1,980円（税込）　別途送料350円

〈新訂〉知らなきゃ怖い! 廃棄物処理法の罰則

尾上雅典 著

A5判　140頁　定価 本体1,650円（税込）　別途送料350円

遺品整理コンプライアンス
―違法行為をしないために―

阿部鋼 著

A5判　120頁　定価 1,650円（税込）　別途送料350円

ぜーんぶわかる 廃棄物処理実務
～難しい法律をとっても分かりやすくポイント解説～

尾上雅典 著

A5判　188頁　定価 2,304円（税込）　別途送料400円

小水力発電事例集

全国小水力利用推進協議会 編纂

■2016　A4判　64頁　定価 896円（税込）　別途送料200円
■2018　A4判　64頁　定価 896円（税込）　別途送料200円

2015年版 全国産廃処分業 中間処理・最終処分 企業名覧

B5判　660頁　定価 6,600円（税込）　別途送料650円

環境・自動車リサイクル辞典

監修JARA
（特定非営利活動法人 全日本自動車リサイクル事業連合）

A5判　295頁　定価 2,200円（税込）　別途送料400円

再生可能エネルギー先進国インド
― 知られざる巨大市場の素顔 ―

和田幸子 著

A5判　229頁　定価 2,409円（税込）　別途送料400円

写真で振り返る 東京の清掃事業

A4判　フルカラー 92頁　定価 500円（税込）　別途送料400円

新訂・廃棄物のやさしい化学

村田徳治 著

■第1巻 有害物質の巻　A5判 317頁 定価4,191円（税込）別途送料400円
■第2巻 廃油と廃プラスチックの巻　A5判 209頁 定価2,723円（税込）別途送料350円

ゴミック「廃貴物」

ハイ・ムーン（高月紘）作画

■第5集　A5判　120頁　定価 1,466円（税込）　別途送料350円
■第6集　A5判　116頁　定価 1,466円（税込）　別途送料350円
■第7集　A5判　116頁　定価 1,047円（税込）　別途送料350円
■第9集　A4判　64頁　定価 1,650円（税込）　別途送料350円

お問い合わせは

株式会社 クリエイト日報

● ［東京］〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町3-1-5　☎03（3262）3465　Fax03（3263）2560
● ［大阪］〒541-0054　大阪市中央区南本町1-5-11　☎06（6262）2401　Fax06（6262）2407
● 日報インターネット　**http://www.nippo.co.jp/book/**

株式会社 佐々智工建

一般建設業 ●とび･土工工事業 ●解体工事業

産業廃棄物収集運搬業 許可番号：岩手県知事許可(般-30)第20572号

〒020-0811 盛岡市川目町20番15号

TEL 019－656－9730 FAX 019－656－9731

一般社団法人岩手県産業資源循環協会賛助会員

阿部隆 行政書士事務所

〒020-0104 盛岡市小鳥沢１－２４－４連絡先 019-662-7618

産業廃棄物収集運搬(廃タイヤ・建設廃材・解体廃材・オフィスごみ)
一般廃棄物収集運搬(紫波町・矢巾町・盛岡市・滝沢市・雫石町)

有限会社タカショウ 代表取締役 髙橋 譲

〒028-3441 紫波町上平沢字川原田177-1
TEL 019-673-7874 FAX 019-673-7875
https://www.iwate-takasho.com/

株式会社 丸重

◎本社 〒024-0004 岩手県北上市村崎野 15-312-7 TEL 0197-66-3126 FAX 0197-66-5438

【業務内容】

- ・一般建設業（土木工事、造園工事）
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物等の収集運搬
- ・木くず、ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊の中間処理
- ・木材チップによる暗渠排水管被覆材の販売
- ・再生骨材の販売 （RC-40、AS-13mm 等）
- ・一般区域貨物自動車運送業
- ・建設機械の賃貸業
- ・造園業(KENガーデンプランニング)

◎パークまるじゅう(産業廃棄物中間処理場)
〒024-0003 岩手県北上市成田 2-4-15 TEL 0197-66-3127 FAX 0197-72-5088

異聞余話

（鬼死骸村）

現在の一関市のエリアにかつて鬼死骸村（おにしがいむら）という村がありました。気味の悪い村名ですが、９世紀に坂上田村麻呂が討伐した鬼の大武丸（おおたけまる）の死骸を埋めたという言い伝えがあり、このような地名になったということです。埋めた場所に置かれた石は「鬼石」と呼ばれ、鹿島神社の近くにあります。何と鬼死骸というバス停まであるとのこと。

鬼死骸村は、明治８（1875）年に牧沢村と合併して真柴村になりました。明治 22（1889）年に４村が合併して真滝村になりました。昭和 23（1948）年に２町２村が合併して一関市になりました。こうして字（あざ）名からも消えてしまったようですが、明治初期までは確かにあったことは確かです。文化 15（1818）年に作られた鬼死骸村絵図には　人数四百三人　男弐百拾弐人　女百九拾壹人　と詳しい記述がありますので人口 400 人程の村が実在したことは明らかです。

その昔、鬼とされていたのは蝦夷（えみし）のリーダーで、達谷窟（たっこくのいわや）を拠点としていたと伝わる悪路王（あくろおう）が有名です。

大武丸はその弟で、大武丸の息子が江刺で討たれた人首丸（ひとかべまる）とされています。江刺には人首川の名前が残っています。これらは実在した人物ではなく伝説上の人物と考えた方がよさそうです。

「丸」は子供の名前につけるもので、元服後になっても「丸」がつく人は悪い人という意味になります。盗賊の名前にはよく「丸」がついています。

一関六芒星（ろくぼうせい）がパワースポットとして注目されているようです。六つのスポットは、前に述べた鹿島神社と達谷窟毘沙門堂、それに中尊寺、舞草神社、滝神社、三嶋神社で、六芒星を構成する六つの寺社には共通して信仰の対象となった巨岩があるとのことです。六芒星に囲まれたその中心に配志和（はいしわ）神社があります。

配志和神社は、日本武尊（やまとたけるのみこと）が当地に着陣した際に祠（ほこら）を建て火石輪（ほしわ）神社と名付けたのが時代とともに名前が何度か変わり 10 世紀に配志和神社になったと言われています。それぞれの経緯の真偽はともかくいずれも相当古い時代からあった寺社群であることは間違いありません。

六芒星はかごの網目の模様なので籠目紋（かごめもん）と呼ばれ、目が沢山あるように見えます。

古来、物の怪、邪気、悪霊といった悪いものは沢山の目で凝視されることを嫌うと考えられていたようで、籠目模様のお札を玄関先に貼るという風習もありました。

不可解な歌詞で有名な「かごめかごめ」ですが、一説に「かごめ」は六芒星（ダビデの星）のマークで、かごの中のトリは最後に出てくる救世主だとか。

一関市室根町にある霊峰室根山は古来「鬼首山（おにこうべさん）」と呼ばれ、この山に住む鬼たちが里に降りて悪さをするので朝廷に頼んで征伐してもらったという話が伝わっています。また、一関市には鬼吉（おによし）という地名もあります。鬼に因んだ地名が多い地域なのかも知れません。

一方、鬼死骸村は元々「おにしがい」に近い音を持った地名だったため「鬼死骸」の字が当てられたとする説もあります。

仙台藩が領内の村々の様子を把握するためにまとめた安永風土記には、鬼死骸村という名前は、田村麻呂将軍が賊の大武丸を退治し死骸を埋めたことからその名前が生まれたと記述されています。もともとは吾勝郷（あかつごう）という地名だったようです。

眞瀧村誌に鬼石が出てきます。

鹿島神社下、今水田中ニアル大石ニシテ、俗ニ之ヲ鬼石ト称ス。其ノ南方約一町余、牧澤水田中ニアルモノヲ「あばら石」ト云フ。とあり、鬼石とあばら石が別々にあると記されています。

また、鬼死骸邑の項目には、鬼石…埋大武丸ノ屍處。アバラ石　隔鬼石一町許在田中…とあり、大武丸の死骸は鬼石の下に埋められたということのようです。

しからば、アバラ石とはなんでしょうか。実は名前がついていて兜石（かぶといし）２個、肋岩（あばらいし）１個、背骨石１個からなる４つの大石群です。首以外はここに埋めたと思いたくなるような名前です。

石材ハ花崗岩ナルヲ以テ、之ヲ珍重シ、十数年前、他ニ運搬シテ用ヒラレ、今ハ名石タル鬼死骸石トアバラ石ノミ存セリ。とあり、多くの石が散在していたようですが、石材として活用されたため鬼死骸石とアバラ石だけが残ったということのようです。これらは気味が悪くて石材として活用する気にならなかったか、あるいは災いを恐れて手が出せなかったのでしょう。

アバラと言えば骨を連想しますが、古い時代には「散在する」という意味で「アバラなり」と言っていましたので、石が散らばっていただけのアバラだったのではないでしょうか。それを骨と誤解した可能性は大いにあり得ます。

さらに、鬼死骸城という記述があり、在鬼死骸村、葛西御家住小岩伊賀守之居城　天正十八年八月設城　と鬼死骸村に鬼死骸城という居城があったことが分かります。絶対に住みたくないような名前です。

一関六芒星のエリアは花崗岩などが豊富で石の数ほど伝説が残っていると言ってもいいでしょう。石にまつわる伝説をじっくり味わいたいところです。

鬼の研究者の見解では、鬼は３つに分類されるそうです。１つ目は、妖怪としての鬼です。これは分かりやすい鬼です。２つ目は、霊としての鬼です。平安時代には人間が死んで霊になることによって「鬼」と呼ばれる存在になると考えていたようです。３つ目は、神としての鬼です。豊かな自然を守る鬼は神でもあるということでしょうか。

（専務理事　吉田茂）

循環いわて

2022.9
No.4

令和４年９月発行

●編　集　一般社団法人　岩手県産業資源循環協会
●発　行　一般社団法人　岩手県産業資源循環協会
〒020-0023　岩手県盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F
TEL 019－625－2201　FAX 019－624－1920
URL　https://www.iwatesanpai.or.jp
E-mail：info@iwatesanpai.or.jp
●発　行　濱田　博

〈広告検引〉

コベルコ建機日本㈱ …… 表紙2
いわて県北クリーン㈱ …… 10
㈱北日本環境保全 …… 11
㈱理水興業 …… 17
㈱遠忠 …… 17
㈲長谷川重機 …… 30
丹内建設㈱ …… 31
ニッコー・ファインメック㈱ …… 31
北日本油設㈱ …… 32
㈲新菱和運送 …… 34
㈱一般公害集配センター …… 36
㈱スパット北上 …… 36
㈲リサイクル江刺 …… 37
㈱岩手環境事業センター …… 41
㈱リードコナン …… 41
日報ビジネス㈱ …… 53
㈱佐々智工建 …… 54
阿部隆 行政書士事務所 …… 54
㈲タカショウ …… 54
㈱丸重 …… 54

倫　理　綱　領

公益社団法人全国産業資源循環連合会正会員協会に所属する会員（産業廃棄物処理業許可業者）は、産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが使命である

一　会員は、法令及び法令に基づく行政の指導事項を遵守し、環境保全のため社会的良識をもって行動する

一　会員は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める

一　会員は、環境保全を担う企業として安全性に配慮し、次の指針に基づき経営にあたらなければならない

（一）産業廃棄物処理業許可業者は、適正処理の推進のための技術並びに経営サービスの向上に不断に努める

（二）産業廃棄物処理業許可業者は、適正な価格を維持し、市場の健全化に努めなければならない

一　会員は、排出事業者はもとより、行政、関係団体、地域住民と広くコミュニケーションを行い、環境に関する情報を積極的かつ公正に開示し、社会の理解と信頼を高めるように努めなければならない

一　会員は、暴力団等及びその関係者を排除し、断固とした姿勢で対応する

公益社団法人全国産業資源循環連合会及び各正会員協会は、不法投棄等不適正処理が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めなければならない

公益社団法人　全国産業資源循環連合会

平成15年５月20日制定 社団法人全国産業廃棄物連合会（制定当時）
平成30年４月１日 公益社団法人全国産業資源循環連合会に名称変更

不法投棄は通報を！

●不法投棄を見かけた方は、不法投棄者の特徴や車両のナンバー、場所、種類などを通報してください。
●不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。

通報・連絡先

岩手県　環境生活部　資源循環推進課　〒020－8570　盛岡市内丸10－1
TEL 019－629－5366、5388　FAX 019－629－5369

盛岡市　環境部　廃棄物対策課　〒020－8531　盛岡市若園町2－18
TEL 019－651－4111（代表）　FAX 019－626－4153

盛岡市内に関することの通報・連絡はこちらへ

または、最寄りの各広域振興局、各保健福祉環境センターへお問い合わせ下さい。

盛岡広域振興局（環境衛生課）
〒020－0023　盛岡市内丸11－1
☎019－629－6563

県南広域振興局（環境衛生課）
〒023－0053　奥州市水沢大手町5－5
☎0197－48－2422

花巻保健福祉環境センター（環境衛生課）
〒025－0075　花巻市花城町1－41
☎0198－41－5405

一関保健福祉環境センター（環境衛生課）
〒021－8503　一関市竹山町7－5
☎0191－26－1412

沿岸広域振興局（環境衛生課）
〒026－0043　釜石市新町6－50
☎0193－27－5523

宮古保健福祉環境センター（環境衛生課）
〒027－0072　宮古市五月町1－20
☎0193－64－2218

大船渡保健福祉環境センター（環境衛生課）
〒022－8502　大船渡市猪川町字前田6－1
☎0192－22－9814

県北広域振興局（環境衛生課）
〒028－8042　久慈市八日町1－1
☎0194－66－9681

二戸保健福祉環境センター（環境衛生課）
〒028－6103　二戸市石切所字荷渡6－3
☎0195－23－9219

※産業廃棄物の相談についても、上記へお問い合わせください。

マニフェスト等の相談

（一社）岩手県産業資源循環協会　H31.4.1（一社）岩手県産業廃棄物協会から名称を変更しました
〒020－0023　盛岡市内丸16－15　内丸ビル5F
TEL 019－625－2201、2203　FAX 019－624－1920

廃棄物処理センター

（一財）クリーンいわて事業団　いわてクリーンセンター
〒023－1101　奥州市江刺岩谷堂字大沢田113
TEL 0197－35－6700　FAX 0197－35－7776

いわて県北クリーン（株）　いわて第2クリーンセンター
〒028－6505　九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48－34
TEL 0195－42－4085　FAX 0195－42－4550